

第八十七回国会
衆議院
地方行政委員會議録 第五号

昭和五十四年三月十六日(金曜日)

午後三時十二分開議

出席委員

委員長 松野 幸泰君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 和田 一郎君

相沢 英之君

小沢 辰男君

藤井 勝志君

小川 国彦君

新村 勝雄君

榎藤 恒夫君

柴田 睦夫君

加地 和君

出席國務大臣

自治大臣 渡谷 直藏君

國家公安委員會委員長

出席政府委員

警察庁警備局長 鈴木 貞敏君

運輸省航空局長 松本 操君

自治政務次官 大石 千八君

自治大臣官房審議官 石原 信雄君

自治省財政局長 森岡 敏君

消防庁次長 鹿兒島重治君

委員外の出席者

農林水産大臣官房参事官 土山 道之君

建設省都市局長 遠山 啓君

共下水道課長 鈴木 道雄君

建設省道路局長 鈴木 道雄君

路經濟調査室長 鈴木 道雄君

参考人 港公団総裁 大塚 茂君

参考人 港公団総裁 大塚 茂君

参考人 港公団理事 角坂 仁忠君

参考人 港公団理事 増村啓一郎君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

参考人 港公団理事 岡田 純夫君

同月二日 参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 平林 剛君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

参任 坂井 弘一君

参任 加藤 万吉君

参任 小川 新一郎君

名古屋市官交通事業の経営危機打開等に関する請願(横山利秋君紹介)(第一七三六号)
高校用地取得のための起債許可等に関する請願(有島重武君紹介)(第一七八八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○松野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、本案審議のため、本日、参考人として新東京国際空港公団総裁大塚茂君、理事角坂仁忠君、理事増村啓一郎君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○松野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、財特法の十年間延長の問題の質疑に入ります前に、まず自治大臣に、第二期工事の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

先般の閣議の席上におきまして、森山運輸大臣が、本年早々に成田空港の第二期工事に着手をする、こういうことを発言され、また、それが対外的に発表されて、地元の関係自治体、あるいはまた住民も大変な驚きをいたしておるわけでございます。この問題については、すでに前運輸大臣

車以来、地元との十分な話し合いの中で工事の着手に当たるといふことで、一方的に国がこれを進めるというところはあり得ない、こういう方針を堅持してきておったわけでありまして、千葉県の知事を初め、関係市町村の間におきましても、何回もこのことで会議を持たれ、地域住民にもそういう趣旨が説明をされてきておるわけでありまして、そういうやさきに、この大臣の発言はきわめて不穏当と言いましようか、経過を無視した発言というふうに地元では受けとめられておるわけでありまして、同じ閣議の席上におられました自治大臣として、この発言をどういふふうにお受けとめ、どういふふうなこの第二期工事についてのお考えを持つておられるか、本法の審議とも重要な関係がございますので、まずその点に関する自治大臣の見解を承りたいと思ひます。

○滋谷国務大臣 成田空港の第二期工事は、これは当初からそういう計画があることは御承知のとおりでございます。ただ、これを実行するに際しては、御指摘のように、千葉県を初め関係市町村その他の地域住民、そういった方々と十分に話し合いをして、そして着工すべきであるということとは全く私も同意見でございます。運輸大臣の発言も、そういったようなものをやらないで国が一方的に第二期工事に着手するんだ、こういった趣旨の発言でないことは明瞭でございますので、そういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○小川(国)委員 本日は、運輸省の航空局長、公団の総裁が見えておりますので、実務を担当する側といたしまして、この第二期工事に対する運輸大臣の発言を運輸省としてはどういふふうにお話のしているか、それから、いま自治大臣のお話のように、二期工事というものを念頭に置いて考えなければならぬというふうにいたしますと、当然その手順というものが考えられなければならぬわけでありまして、それからまた、その手順の中に於けるプロセスとして、やはり話し合いという問題をどういふふうにお考えおられるのか、当然これは運輸省当局においてもお考えがあると思うの

でございますが、その点について、まず航空局長の見解をひとつ承りたいと思ひます。

○松本(操)政府委員 お答え申し上げます。

成田空港は昨年の五月に開港いたしました。とし五月二十日が来ますと一年で、大体七百二十、三十万人の旅行者が出入するであろうかと思ひますが、何せ現在のところ日本におきまして唯一の国際空港といふことでございます。現状につきましましては、開港の時点からとかくの御批判をいただいておるわけでございますが、決して世界に誇るに足ると言われるようなものではございません。さらに昭和六十年あたりのことを考えますと、やはり二十万程度の旅客というものをさばいていかねければならぬ。とすれば、さきほど自治大臣のお答えにもございましたように、やはりりっぱな空港というものに仕上げていかねばなりませんので、そのためにいわずに二期工事と申しましようか、本来の計画に従った整備というものは進めていかなければならぬ、このようにお考えしております。

ただ、開港に至りました経緯、これも天下周知のことでございますし、開港に当たりまして私どもがいろいろと地元の方と約束してまいりましたことも何一つゆるがせにできない問題ではございません。したがって、私どもといたしましては、目下鋭意進めております周知対策、とりわけ全室民防の問題でございますとか、あるいは昨年の十二月閣議報告をいたしました農業振興問題でございますとか、そういったような周辺の方々には直接的に關係のある問題について、一つ一つ、かつ積極的に作業を進めてまいることによりまして、この空港のありようというものが地域住民の方々によりよく理解される、受け入れられるようになっていくことにまず当面最大の努力を払うべきだといふふうにお考えもおります。現にそのようにも努力をしておる次第でございます。したがって、私どもの意図するところを關係の県、市町村及び住民の方々に十分に御理解をいただくという手順を

踏まえ、その手順が滞りなく進んでいく過程において今後の空港の整備という問題が論じられてくる、こういう段階を踏むべきである、このように考えております。

先ほど自治大臣からもお答えがございましたけれども、私どもも大臣が閣議で申しましたことも、実はイラクの航空協定を新たに承認するに当たって、今後の成田のありようというものを考えれば、やはりそれなりの整備をしていかなければならぬということもあるし、今後ともひとつよろしく關係の御協力をお願いしたい、こういうのが私どもも大臣の本旨であったというふうに私は理解をしておりますし、また、いま私が御説明申し上げたような段取りを踏んで今後の作業を進めていくべきである、このように考えております。

○小川(国)委員 自治大臣も当然現内閣の關係の一人でありまして、この財特法という、空港問題と表裏一体の法案の提出権者であります。そういう点から見れば、当然、第一期工事の後におけるいろいろな公害、騒音対策の問題とか、それから財政対策、それらを含めて第二期工事の問題に当たっては、当然、県知事、関係市町村長それから住民、一番パイプの深いのが自治省でありまして、そういう点ではこの第二期工事の問題に対しても、これら關係自治体ないし住民の意向を十分くみ上げて、先ほどお話しした話し合いの路線の中で、自治省もそのパイプ役となつて、国と自治体、住民が相対立するのではなくて、あくまで民主的な手法の中でこの問題に対処されるということが望まれるわけですが、これに対する自治大臣の御決意のほどを承りたいと思ひます。

○滋谷国務大臣 これだけの大きな仕事をやっていくのでありますから、対立の中からはいい成果は生まれてこないわけでございますから、あくまでも情理を尽くした話し合い、そういった話し合いを踏まえて、そしてお互いの理解と協力のものとにこの仕事を進めていくべきであると考えておりまして、自治省の立場としては、関係市町村、地域の住民、そういった人々の考え方を十分吸収し

まして、運輸大臣とも十分協議をしながら円満な仕事の遂行に最大限の努力を傾けてまいりたいと考えております。

○小川(国)委員 一期工事をめぐる十数年間の流血の惨事という事態から考えてみますと、そうした反省の中から新しい政治の方向というものが生まれていかなければならないわけでありまして、その点では、いま自治大臣の御発言をひとつ十分生かして今後の空港対策に臨んでいただきたい、こういうふうに存じます。

続いて、財特法の問題に入りたいと思いますが、財特法の十年間延長に当たりまして国の考え方をたじたいというふうに思うのですが、この法律によつて地域住民を幸せにするという考え方が基調になければならないと思うわけでありまして、この十年間においてその点は生かされているのかどうか、この点をまず大臣に伺いたいと思います。

○澁谷国務大臣 言うまでもなく、この新国際空港を建設するという大事業を遂行するために地元周辺にいろいろな負担と申しますか、御協力をお願いしておるわけでございますから、そういう点を配慮して財政上の特別措置を講じようというのが財特法の立法の精神でございます。これは法の精神ののちとして着実に仕事が進行されてまいったわけでございますから、私はその限りにおいて関係市町村、住民に対してそれだけのメリットは十分あった、このように判断をいたしております。

○小川(国)委員 大臣がおっしゃるように、財特法が実施されてきましたこの十年間において、関係地域の道路、河川、教育施設等が整備されてきたことは私も一応評価するものです。しかし、その中でこれら事業の推進に当たって財特法の精神が本当に生かされてきたかどうかという点については、この精神がとかく空港サイドに偏つてまいりまして、住民サイドに立ってこの法案の趣旨が拡大強化されなければならないのであります。これはこの点がきわめて不明確ではなかったか。それは当初、十年前に新東京国際空港周辺整備のための

国の財政上の特別措置に関する法律というのがございまして、この第一条「趣旨」というところに、いわばこれが目的に当たるところではないかと思ひますが、第一条を読んでみても、「この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。」というふうな書きでありまして、本来、この法律がどういふ目的を持つものであるのかという目的はこの中に示されていないのです。公共施設を計画的に整備するということが書いてあつて、それが何のためにどう行われなければならないのか、その目的というのがこの法律にないのです。それから今度政府が出してまいりました今後十年間延長のためのいわば理由、これは提案理由と思ひますが、それを読んでみても、「新東京国際空港周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」というふうに書いてあるのですが、この理由を読んでみても、これが空港によつて犠牲を受けた関係地域住民の生活を一体どうするためにこれをやるのか、そういう目的が明確に示されていなくて、きわめて不明確である、こういうところに財特法の本来の精神というものが本来住民サイドに立たなければならぬ、住民の立場に立って空港関係住民の被害救済という立場から、本法を生かし、拡大強化していかなければならないのに、その精神が前回の趣旨にも今回の理由にも明確に示されていないわけですから、地域の住民を幸せにするという根拠があるならば、その点がここにもう少し明確にうたわれなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○澁谷国務大臣 先ほど来からお答えをいたしておりますように、これだけの大きな仕事を遂行するに当たりますと、当然これに関連する地域住民の方々の理解と協力を得なければならぬわけ

でございます。その理解と協力を得るためには、この新国際空港の建設がこれらの関連する地域の住民にとって不幸にはならない、こういう事態を実現をしていくということが、これは必要前提であるわけでございます。法律は当然そういう精神を踏まえて提案されているものと私は考えております。

○小川(国)委員 それでは、私はさらに具体的な内容に入つて、これが本当に住民のためになつたかどうか、そういう角度から論議を深めたいと思ふのですが、ただお断りしておきたいのは、この法律は非常に小さな法律といひますが、一地方に限られた法律でございますので、国会で立法として論議するのはきわめて細かい事項にわたるといふうらみがございまして、市議会や町村会で議論するような内容に立ち至りますことを御容赦をいただきたいと思います。思うわけでござい

ます。そこで、住民を生かすという考えから大臣はこの立法に当たられた。しかし、いま空港周辺の住民が最も大きな問題として悩んでおりますのは、騒音公害の問題でございます。住民の側から騒音対策について言うならば、現行の騒音防止法、特定空港騒音防止法がきわめて不十分、不徹底の段階において、自治体を中心としたより徹底した騒音対策の確立というものを望んでいられるわけですから、そのためには、住民参加のもとに正確な環境調査を行い、新たな騒音区域を設定せよという声が非常に強いわけでございますが、こうした事業を今後財特法の事業として取り入れる考えはないかどうか。

○松本(操)政府委員 財特法に直接的にかかわる点に於いて私からお答え申す立場にはないわけでございますが、いま先生御質問のございました騒音対策というものがこの空港の現在及び将来にとつてきわめて大事なものであることについて私どもは全く同感でございます。そのために、不備であるという御指摘はございましたものの、従来の騒音法に基づきまして成田空港周辺の騒音対策

というものを鋭意進めてきたところでございまして、さらに先生の御案内の騒音法でも申しましようか、騒音障害の防止に係る特別措置法、昨年国会を通していただきました。これによる手当ても順次軌道に乗りつつあるわけでございまして、しかし、これはこれなりにそれぞれ一定の騒音の範囲というものを騒音コンターによって求め、これによつて、たとえば騒音法の処置をとるべき範囲を線引きし、それぞれの線引きに従ひましてあるいは移転補償、あるいは民家防音工事、こういうふうな措置を行い、また、騒音法におきましては一定の線引きをこれから行うことによりまして、その中において土地の有効利用を図りつつ地域の振興をもちあわせて図っていくというふうな措置をとらうとしておるわけでござい

ます。現在御審議いただいております財特法の問題については、これは専門的には自治省からお答えをいただくべきものと存じますが、私どもの理解している限りにおきましては、この中に騒音の対策に関する問題を直接的に絡ませていくという考えよりは、むしろ、現在及ばずながらも存在し、あるいは活動を開始しようとしております騒音法なり騒音法なりの十全の活用を図っていくことの方に環境対策は重点を置くべきではなからうか、ただし、その外周部の問題といたしまして、あるいは道路の建設等の問題が出てまいりました場合に、それがいま御審議をいただいております財特法の枠の中においてかき上げが行われるというふうなよりプラスの方向への作用をするという点、これは当然に期待もされまして、できる限りこのことは考えていただけたらいい問題ではないか、このように思つております。

○森岡政府委員 今回御審議をお願いしております財特法は、いわば空港の建設に伴つてその地域の方々に周辺整備を積極的に進めていく、それは地方公共団体が責任を持って、県や市町村が責任を持ってやるべき部分を中心に考えている法律であると思ひます。

いまお話のありました騒音、特に民家騒音の防

止問題などにつきましては、これは明らかに空港公団なり国の立場で全責任を負ってやっていただかなければならぬものでありますから、そこは仕分けをして別の法律できちんとした責任体制をとっていただく、この方がむしろ望ましいと考えている次第でございます。

○小川(国)委員 一般的な住民の感覚としてとらえてみますと、今日までの十一年間の空港政策の失敗というものは、地域住民の本当の考え方というものを国がくみ取れなかった。それは県とか市町村とか自治体の方がより住民に身近な存在であるということから、そこに最も信頼があるわけですね。騒音テスト一つを見ましても、空港公団がやっておるものよりも千葉県の騒音調査あるいは市町村の騒音調査を信頼するという形があるわけですね。また、その調査の人員の派遣についても、現実に自治体が行ってきいているわけですね。しかし、自治体の財政には限りがある。そういうことから現在非常に飛行コースをずれて飛んでいることに對して、周辺が騒音をまき散らされているということでは非常な不満が、財政法の関係市町村を回った中でもいずれもそういう声が強く上がっているわけですね。そういう意味では、せっかくこの十年間財政法を延長するわけですから、空港周辺の住民の救済に本法の趣旨があるなら、当然この財政法延長の中で考えらるべき問題だと思ひますが、もう一遍その点ひとつ御答弁をお願いいたします。

○森岡國務大臣 今回財政法の延長の中で新たに五種類の事業を追加することにしたしておりますのでございますが、これは御案内のように、県知事を中心にして関係市町村の意向を十分話し合いをして、その一致した意見を自治省に対して千葉縣知事から申し出があり、これを採択して五種類の追加事業を実施することにしたしておりますわけでございます。その中にはただいま御指摘の騒音対策に関する部分は入っておりません。いま申し上げたようないきさつを経て追加の事業が採択、決定されておるわけでございますから、私どもは現在この段階で追加の幅を広げることはここで直ちに

御答弁は差し控えたいと思ひますが、先ほど航空局長から答弁いたしましたように、騒音についてはそのための特別の法律までつくって対策を進めようとしておるわけでございますから、その線で十全の対策を推進することが適切ではないか、このように考えております。

○小川(国)委員 騒音区域内の住民については、いまおっしゃられた騒音法によって、住民の意思に基づいて立ち退きすることができ、こういうことが将来約束されております。また騒音法の中では、徹底した防音工事ということを要求されているわけですね。いずれにしても、騒音法にしろ騒音法にしろきわめて不十分であるということでは、いま申し上げたように移転しないしは防音工事の徹底化ということが住民から強く要求されているわけですね。そういう中では、当然、騒音法と騒音法でこれを期することができないものについては財政法の中で考えられるべきではないか。十年間延長するわけですから、その中にはあえて大臣の言われる五事業に限定する必要はないのではないかと、この点、いかがでしょうか。

○森岡國務大臣 ただいまお答えしましたように、新しく追加する五種類の事業の採択は、県を中心として関係市町村が十分に話し合いをして、その一致した意見に基づいて追加することに決定をしておるわけでございますから、その際、県、市町村からはただいま御指摘の騒音関係の仕事を財政法の対象としてつけ加えるという申請は出てきておらないわけでございます。でありますから、この段階におきましては、私どもは、この五種類の事業を追加するというこの基本線を進めてまいりたいと考えております。

ただ、この騒音対策が非常に大事なことであることはもう言うまでもないわけでございますから、そのために特別の立法までしておるわけでございますから、その線の対策で十分なものがあるれば、どういふ点が足りないのか、さらにそれはつけ加える必要があるのかどうか、これは地元の住民の意向等も十分承って、その対策の万全を期

すように努力をしていくべきものだと考えます。

○小川(国)委員 そこで、さらに具体的な問題を申し上げたいのです。

たとえば民家防音工事については、第一次一千戸のうち八百戸、一室二室の民家防音工事の建物

が完成しているわけですね。ところが、この冷暖房について、いずれも大半が農家でありまして、冷暖房の費用が出せないわけですね。そのために成田市においては一戸当たり六万円、芝山町においては一戸当たり三万円の冷暖房費の補助が出ておるわけですね。この冬の寒さですと、暖房がなければとても防音室で暮らせないわけですね。また、十万とか五万とか大変な光熱費がかかりますので、これに対する補助を望んでいるわけですが、本来これは全額国で見ると問題だと思ひますが、自治体によって六万円とか三万円とか差があるわけですね。こういう差については、こういう予算こそ自治省によって是正、改善されるべきではないのかというところが関係自治体の中からも出てくる意見なんです。

それからもう一つ、航空機公害の一つとして、航空燃料の飛沫公害の問題があります。

航空機のため流す油の飛沫公害は容易ならざるものがございます。こういう事態によって健康被害、農業被害、環境汚染、こういう面から油沫公害の問題についても当然自治体を初めとして調査、対策を講ずべきではないのか。こういう事業も、財政法が延長されるならば、周辺住民の自治体を取り組む問題として財政法の中で自治省が当然その対策を考えてもらいたい、こういう意見が当該自治体住民から出ているわけですが、この点についてはどういふふうなお考えを持っておられるか。きょうの質問は自治省に関する質問でございますから、航空局長に必要な際には申し上げますので、自治省の方からひとつ御答弁願ひたい。

○森岡政府委員 私は、先ほど申し上げましたように、民家の騒音対策の経費を地方公共団体が負担するというのはおかしいと思ひます。これにつ

きましては、責任は国なり空港公団においてきんど手当てをしていただくべき筋だと思ひうのでございまして、周辺対策交付金を五十三年度で五億円強交付をしていただいておりますようでございますが、これらを活用あるいは拡充いたしまして、民家のそういう維持管理費について必要なものは原因者である空港においてきちんと措置をしていただくべき筋だ、かように考えております。

○小川(国)委員 国、公団が負担すべき筋だと自治省おっしゃるわけですが、現実には国、公団が負担しないために、暖房のない二重窓の鉄筋ブロックの部屋には寝られないわけですね。これは大臣にしても局長にしても同じだと思ひます。この真冬の中で暖房なしで過ごさなければならない、これは耐えられないことなんで、どうしてもやむを得ざるものがあって自治体がこれを助成しているわけですね。ところが、いまおっしゃるように、空港交付金というものがあつて、それで見るとのことなんです。しかしそれは学校防音とかあるいは共同利用施設、公民館のものの返済に大半が回つてしまつて、こうしたところには手が届いてないわけなんです。そういうものこそ、自治体を指導し、あるいは財政法によって援助すべき立場の自治省が、こういう点を考えながら、しかも皆さんの方はいろいろ交付金というものは平等にいくようにやっておりますから、片方が六万円、片方が三万円というものは、これは不満が出るのが当然なんで、そういうものを是正、改善する考え方というものはやはり自治省の中にこそなければならぬと思ひます。

○森岡政府委員 あるいはその空港公団からの手当てが過渡的に十分でないために市町村がそうせざるを得ないという事態が生じておるのかもしれません。そういうことが恒久化するというのは、私どもはこれはやはりおかしいのじゃないか、地方財政としてそういう措置を見たいという筋のものではないというふうにも思ひます。ですから、私ども運輸省とさらに協議をいたしたいと思ひますが、そういう負担につきましては、交付金の拡

充なり何なりによって地方に負担を生じないような措置をぜひとももらいたい、強く運輸省に協議をして申し入れて、実現を期したい、かように思っています。

○小川(国)委員 それこそ局長の答弁の方が筋じゃないと思うのです。本来自治省が地方財政を見ていく上では、基準財政需要額というのがあって、それに見合う基準財政収入額というのを見て、需要に対して収入が足りなかったら、そのマイナス分を皆さんが見ていくというのが自治省の本来の地方財政のあり方です。ところが、この財特法というのは、需要も収入も一般的なもの抜きにして、空港周辺の犠牲者に対する対策をどうするかというところで財特法をやっているわけです。異例中の異例の法案ですね。そういう法案で何を見ることがあったら、空港犠牲者を見るということが第一でなければならぬ。この寒空に暖房がないという状況の中で、自治省が自己財源からこういうものを出している。それこそ自治省がこの財特法の中で最も犠牲者の救済としてやらなければならぬことのはずなんです。そうじゃないと、財特法の精神というのは一体どこにあるのかということをおぼろげを得なくなるのですが。

○森岡政府委員 先ほども申しましたように、やはり経費の負担責任というものがあろうわけでございますから、それが筋が間違っていないというところになりますと、これはいかかというところでございいます。

財特法は、先ほど来大臣からも御説明いたしましたように、周辺の公共施設を整備して住みよい環境をつくる、地域の住民の方たちが快適な生活ができるように生活関連施設を中心として整備をしていきたいと思います。そのために県や市町村の財政負担が生じますから、それを思い切った軽減をしようということで補助率のかさ上げをしておる、これが内容でございます。一方、騒音については騒防法あるいは騒特法によりましてこれは必要なものをやはり原因者がきちんと負担をしながらやっていく。その両体系がおのおの充実されて

初めて地域住民の人たちに対するメリットが出てくるのだらうと思うのでございます。

交付税は確かに基準財政需要額と基準財政収入額を計算してその差額を財源保障しておるものではないかと、これはやはり地方公共団体が負担すべき責任のある経費というものでなければいかぬわけでございます。ですから、そういう意味合いで私どもは、過渡的なことでありますけれども、恒久的に民家防音の維持管理費を地方交付税の経費の中に算入するということがいかかというふうなふうに思っております。それはやはり責任原因者である公団あるいはその後に控えておられる国において措置をされるように十分協議をしていきたい、かように申し上げておるつもりでございます。

○小川(国)委員 役所のことで、なかなか個々の人間に対する温かみのある行政というのはなかなかいようですから、それなら、地域の住民にできないとおっしゃるのなら、では自治体にはできるのかというふうな伺いたいのです。

○森岡政府委員 私は、自治体もそれは当然国なり公団でやってもいいという気持ちを持っております。自分たちの財政の中から出して、それで自治省にめんどろ見ろというお話ではなくて、やはりそこそこはきちんと公団の方で処理してもらいたい。しかし、それがいきなりあるいは十分でないというところで過渡的にそういう問題が出てくるのじゃないかと思うのでございます。ですから、それを早く直す方がむしろ先決をとるかというところは、恒久的にどうするかというところは、これはあわせてやらせんと、とにかく国の措置が不十分なら地方財政で何でもめんどろを見て地方財政の負担にしようというところでは、国と地方の経費負担の責任が明確になりませんで、そこそこは冷たいというお話でございますけれども、私どもとしては、恒久制度としてはきちんとしたけじめをつけていただくよ

うに、担当運輸省に強く協議をしていきたい、かように思っております。

○小川(国)委員 皆さんのおっしゃることを聞いてみると、空港周辺というふうにおっしゃるのですが、成田市も芝山町も、周辺ではあります。が、周辺というよりはむしろ当事者なんです。当事者の自治体を中心にしてこの法案は組まれているわけなんです。決して空港と無縁の周りのために皆さんもこういふ三千六百億に上る予算を組んでいるとは思わない。そこに犠牲があるからこそこういう予算を組んで、救済しようというのです。

それならば、もう一つ申し上げますが、この騒音公害対策の強化の面から、空港関連事業において学校防音施設、共同利用施設等の建設によって、この増築部分、超過負担部分が市町村の負担になっている。この軽減についての財政的措置というものはとれるのかどうか。

○森岡政府委員 小中学校等の学校建設につきましては、御承知のように国庫補助金あるいは地方債によりまして必要な措置を講じておるわけでございしますが、成田だけでなく各地に超過負担の問題が出てきております。私どもは、超過負担についてはできるだけ改善するようにということでここ数年関係省庁と強く折衝して、かなりな改善措置を講じてまいりました。学校施設につきましては、いわゆる補助率についてはかなりいい水準まで改善されてきておると思っております。そういうことでございまして、小中学校施設についての超過負担は改善の速度がきわめて速いというわけでありまして、ただ、そういうことでどうしてもまた超過負担が大きくなるような事態が生まれれば、それに応じた各省庁に対する要請を続けまして、超過負担のないような努力を重ねていきたい、かように思っている次第でございます。

○小川(国)委員 いま各省庁というお話がございましたが、自治省が管理していく空港関係施設のことで、学校防音施設などもこの関係町村では、一つの小学校について月間二十万から三十万円、それから年間では一校大体四百万ぐらいの光

熱、電気料というものを要しているわけですね。この維持費も非常に膨大なものであり、それからまた空港関係市町村では空港設置のために空港対策課というふうなものをつくって、その人件費もやはりこの自治体の負担になっている。空港が来なければこういふ空港対策課というものは本来必要でなかった。こういうものも本来的には空港設置によって起こってきた問題であって、これは本来一〇〇%国が見るべきであるけれども、現行空港交付金の中で賄えということになっているのです。が、賄い切れない実情があるわけですね。そういう点については、いま関係各省庁というお話がありました。自治省でもこれらの実情の把握とその対策に積極的に取り組んでもらいたい、こういうふうに思っています。

○森岡政府委員 公共施設における騒音防止施設の維持管理費につきましては、一面、空港交付金によりまして財政措置があるわけでございますが、これで不十分な場合には、私どもは特別交付税で十分配慮してまいりたい。

なお、御指摘のいろいろな対策のための役所の機構でありますとか、そういう財政需要も空港が所在することによりまして確かに増高しておるわけでございますから、それらを合わせまして特別交付税において適切な対応をしていきたい、かように考えておるし、また現在までもそれは十分考えておるつもりでございます。

○小川(国)委員 次に、財特法が延長になった場合、今後六百億という事業費が組まれているというところですが、六百億が問題なのではなくて、この財特法によって国が自治体や住民に対して何をやるかということをもっと考えるべき必要があるのではないかと申すわけですね。

卑近な例を成田市にとって申し上げますと、成田ニュータウンの建設が行われているわけですが、自治省の報告書の中でも出ておりますが、まず道路で言うならば、非常に細かくなつて市議会の議論のようになってくるのですが、お許しいただきたいと思っております。国鉄成田駅の西口から

ニュータウンに通じる道路はこれを独自事業として行えず、区画整理事業におんぶしているため、昭和五十四年一月で四二・九%という進捗率である。それからまた、日赤病院からニュータウンに通ずる街路計画も七四・六%の進捗率で、工事中のままだと置かれたままになっている。

こういうことから、開港後二万人の人間が現在居住しているにもかかわらず陸の孤島であり、居住した住民は交通の不便で難渋している。空港に隣接する空港ニュータウンともいえるべき町に住んだ人たちが交通から医療からショッピングから教育、社会福祉施設、いろいろな面で、これはもう住むにたえないということで東京へＵターンする現象まで起こっているわけです。住居を東京へ戻すという大変な事態になってきているわけであります。

現に、成田市は空港ニュータウンの中に小中学校、保育所をつくるためにニュータウン関係の地方債は昭和四十三年から五十年の間に十二億九千六百六十万円、一般財源で十一億五千六十一万円、約二十二億円ぐらいの既存の成田市民が空港ニュータウンのために財政負担をしているわけです。そのほか成田市のニュータウン以外の地方債が十億四千五百六十万円、一般財源で十億九千三百五十万円。これで見ますと、従来、空港ニュータウンがふえない前の地方債と一般財源で約二十億、ニュータウンの空港関係住民が入ったところへ二十二億、旧住民が一般財源を出し、それからまた地方債を負担してやっているという状況なんです。これは空港政策の自治体に対する非常に大きなしわ寄せだと思ふのです。

財特法の中では成田ニュータウンの事業に対するかさ上げをやったと言われているが、いま人口六万人になった成田市の状況を見ると、保健所一つなくてこれから支所が建つ。公立幼稚園は成田市の場合はゼロ、老人ホームもなし、対象になるひとりぼっちの老人が六十七人、寝たきりのお年寄りが四十八人。ところが成田市に老人ホーム一つございせんので、佐倉、四街道、佐原、

八日市場、鴨川の老人ホームに三十九人も年寄りの看護を委託している状況なんです。それからもしご車などでも、ニュータウンには高層住宅が建ち並んでいるのに最上階に消防の救助用はしご車がないのです。現在あるただ一台のはしご車の到達できる高さが三十二メートル。しかし、これ以上に高い建物が日本航空の男子寮とか女子寮、家族寮、センタービル、電電公社、これが皆四十メートル以上。ですから、出火した場合一体どうするか。こういう消防のはしご車一つないという状況があるのです。この成田ニュータウンにおける消防対策が全くない、こういうような状況が起こっているわけです。こういうような状況を見ますと、本来的に成田ニュータウンと言われているいわば空港従業員のニュータウンというものは政府直轄でやるべきものであって、既存の成田市の財政負担の上に新住民のための施設を一切そろえていくというのは、どうしても財政が非常に悪化して低下していくのを免れないわけなんです。そういう点では、財特法の中でこれからも継続して見るということですが、少なくともこの空港関係のニュータウンについては従来のかさ上げということにこだわらず、国が積極的にこれは空港直結の事業ということで一〇〇%見るというぐらいの姿勢がないと、成田市はもう三年ぐらいで破産するというふうに私は財政的に思わざるを得ない状況なんです。

いま申し上げたように、幼稚園もゼロ、老人ホームもなし、消防のはしご車もない。こんな状況で一体、財特法によってこの自治体がどれだけ救われたのかきわめて疑問だと言わざるを得ない状況があるのです。この実情を自治省はどういうふうにとらえられるか。

○森岡政府委員 この成田財特法に基づきます公共施設の整備事業は、通常の補助率のかさ上げでございまして、こういう事業補助率をかさ上げしますよという法律だけ書きまして、あとは建設省とか農林省とか各省庁の予算の都合による採択とということを決まっています。この財特法

の場合には、そうではなくて、まず千葉県知事が各市町村と十分協議をいたしまして事業計画の案を立ててもらわなければ、それを自治省に出していただく、自治大臣が各主要大臣と協議をいたしまして計画を完全に煮詰めるわけでございますから、採択が完了した後に事業がはじまるというところは、絶対にお互い得ないわけでございます。むしろ用地問題でありまして、そういうふうな問題でネットワークがあつていくというものがあつて得ると思います。しかし、その点につきましては国と地元地方公共団体とが協力をいたしまして、お互いに円滑な執行に助け合っていくことで解決していくべきものだと思います。

第二の財政問題でございますが、確かにこういう大きなプロジェクトがあり、それに伴って人が集まると相当な財政需要がふえてくる、これはもうおっしゃるとおりだと思います。私も成田市の財政あるいはその関係町村の財政を常に心配して見ております。先ほど申しました毎年の特別交付税の算定の際には、ことに関心をもち、注意深く見守りまして必要な財政措置をやっておるつもりでございます。そういう意味合いで、今後とも関係市町村の財政につきましても遺憾のないような措置をぜひやりたい。

それから第三番目に、各種の施設の問題でございますが、たとえば老人ホームその他の施設につきましては、これは市によりまして取り組み方に非常に差があることは御了解いただけたと思ひます。非常に積極的にたくさん各施設をおつくりになっておられるところとテンポが本来おくれれておられるところとございます。ですから、一律に考えることはできません。少なくともこの財特法関連の公共施設の整備が多いためにそのしわ寄せを受けて施設がおくれおるといふふうには聞いておりません。

なお、消防施設の整備につきましても私は私も必要のことだと思ひますので、関係市と十分意見交換を行ひまして、もしはしご車をどうしても必要だということであれば、消防の補助金も

あるわけでございますから、それを活用して直ちに必要な導入を相談してまいることができると思ひます。

いずれにいたしましても、最後にお話がありましたように、成田市及び周辺町村につきましましては地元の努力だけで町づくりをしていくということ、私は私どもは考えておらないわけでございます。私どもも積極的に御相談をし、協力をしてまいりたい、かように思っております。

○小川(国)委員 この空港周辺地域整備計画の昭和五十四年一月一日現在のを見ますと、いまおっしゃるように、老人ホームはこの中に入っておりません。これは、確かに市が独自で考えるべき問題だと思いますが、幼稚園というのが一億六千二百九十三万五千円という計画事業費が盛り込まれておられる昭和五十三年度の事業費ではゼロになっておられるのです。これはどういうわけですか。

○森岡政府委員 幼稚園の建設につきましては、これまで各市町村によりまして行き方が区々でございますが、成田市の場合には、用地は市が確保して上の施設は私立の幼稚園で建ててもらふ、私立の幼稚園に用地を貸し付ける、こういうやり方をとっておられるようでございます。全国を見ても、公立幼稚園をたくさんお建てになるところと、そうでなくてむしろ私立幼稚園に助成をしてやっていくところと、二つの方式があるように思ひます。義務教育ではございせんので、これやはりその地域地域の市町村の判断、態度によつてそういう差が出てくるというのは、これはやむを得ないことではなからうかというふうに思ひます。

○小川(国)委員 用地を貸しているというのはございせんか。用地を貸しているというのはないはいというふうな考へておられるようでございます。

○森岡政府委員 これからそういう方針でやりたいというふうな考へておられるようでございます。

○小川(国)委員 だめです。あなたの方では、事業費に組まれたものはきちんとやるんだという

ふうにい説明して、幼稚園もこういうふうにするを組んでいながら、十年たつて執行がゼロだ。こういう幼児教育の重要なときにこの予算を執行しないということでは。

それからもう一つ言うならば、芝山への京成線の延伸なんというのは事業費も内容も全然固まっていけないじゃないですか。五項目の中に項目として陳情があったから挙げたぐらいいのところで、事業費でございますか、これはないでしよう。これはわかっていることだから答弁要りませんが、そういうように地元の要望のあったもので事業費も話めないで入っているものもあるんですから、やはり地元の切実な問題については今後も積極的に取り入れてもらいたいというふうに思います。

それから次に、農林省おいでになつていて、思いますが、財特法の追加事業の一つとして成田用水事業の受益地拡大が挙げられておりますが、その面積は幾らでございますか。

○土山説明員 お答えいたします。

七百五十ヘクタールでございます。

○小川(国)委員 その中で、千葉県多古町の喜多地区の水田三十ヘクタール、間倉地区の畑三十ヘクタールについては、地元工区において強く要望してきたにもかかわらず、現時点では認められないで困っているというが、この点についてはどのようになつておりますか。

○土山説明員 今回、この財特法延長に絡みまして整備計画の内容の見直しということで新規の追加事業というものが検討されてまいって、知りません。すでに御案内かとも思いますが、手続的にまず申しますと、地元の知事さんが市町村長の意見を十分集約しながら内容の案、要望というものを取りまとめて自治省の方に出されてまいっております。その内容として私も何とておりますところのものといましては、先ほど申し上げました七百五十ヘクタールの追加、こういうことになつております。ただ、ただいま先生がおっしゃいました多古地区の部分のものにつきましましては、この中に入つておられない、こういう形になつてござ

います。

○小川(国)委員 この件については、昭和五十一年六月に多古町喜多土地改良区一本化実行委員会というものがつくりだされて山口光一氏が委員長となり、成田用水土地改良区、関係自治体に対して陳情書が出され、五十一年九月には東部用水からの脱退の署名まで行われております。さらに五十三

年十二月十八日には成田用水土地改良区第三十三回理事会においてこの両地区編入を要望決議して

います。こうした関係者の要望がなぜ取り入れられないのか。速やかな解決を望みたいということ

でございますが。

○土山説明員 この話につきましましては、私も先

ほど来申しましたように最近そういうお話を持ちりと伺ひまして、実は地元、県の方に事情の聴取を行つてまいつたところでございます。その結果、地元の中で一部地域におきましてそういう動きがございましたというところは、これは事実のようでございます。ただ、県といしましては、

先ほど来申しましたように地元の市町村長あるいは土地改良区等の意見を十分に聞きながら、いろいろ地元の中で御意見があるわけでござい

ますが、そういう中で集約されて出てまいりましたものが先ほど申し上げたような事業内容、要望としてまとま

つてまいっております。このように聞いております。ただ、ただいま先生が御指摘のこの案件につ

きましては、県といしましてはただいま地元と鋭意話し合ひ中である、このように聞いておりま

す。

ただ、いろいろ地元の一部の方々のそういう強い御要望はあるわけでございしますが、この地域につきましましてはいろいろ経緯がございまして、十分先生も御承知かとも思いますが、すぐ隣に北総東部用水事業というものが成田用水事業に先立ちましてすでに実行に取りかかつております。ただいま現在時点で申しますと八〇〇%方の進捗率にも達しておりますし、そういう地域から抜け出してまた成田地区に加入したいとかいう地区調整の話等にも絡ま

いろいろな要因もあるようでございまして、鋭意た

だいま県の方で調整中である、このように聞いて

おります。

農林水産省といしましては、実態につきましましては十分さらに調査をいたしますとともに、千葉

県当局の目下鋭意調整中であるこの努力を見守り

ながら適切な指導をしてまいりたい、このように

考えております。

○小川(国)委員 先ほど航空局長からお話があつたように、

騒音法が実施されると、八十以上のところは一

切家が建てられない、それから七十、八十の間は防音工

事でなければならぬということ

で、いわば人口がふえる望みというのとはこの周辺

はなくなつてきていくわけです。したがつて農業

振興以外に生きる道がない。そういう面では、国

が八十五以上の地区についてはこういう財特法に

よつて用水事業の助成をしていこうという方向を

打ち出したわけでございしますから、要望のあつた

地区については一すでに五十二年で芝山の菱田

地区、五十三年で新井田地区という新規の加入も

している。当然騒音地区であり、もし仮に二期が

行われたりしますとさらに一層騒音地区になつて

いく地区で、一方の道路一つ隔てて従来の土地改

良区だと七五%の補助、成田用水であれば道路一

本隔てたこちら側が九三・五%の補助、同じ部落

の人たちが持つてゐる農地が道路一つを隔てて片

方は在来の七五%補助の土地改良事業に取り残さ

れて、もう一つが九三・五%になるということとは

一つの部落の中でも混乱が起ることというのをこ

の区長さんは言つてゐるわけです。従来、騒音対

策の問題でも、道路一つ隔てて隣は民家防音地区、

道路一つ隔てた隣は何にも対策がとられない地

区といふものがあつたのです。音といふものは道

路一つ隔ててそんなに違うわけがないだろうとい

工区が違ふから補助率も違ふということでは住民が納得されないのは当然じゃないか。しかもこの両方の工区の間で話し合ひも煮詰められて工区の移管といふこともできそうな段階に來てゐるのに、どこの段階でかこれが財特法の予算の關係だといふことで切られてゐるというところは、これは同じ騒音地区の住民対策としてはきつめて片手落ちではないかといふふうに思ふわけです。そういう点では、では關係地区、土地改良区間の同意、關係市町村の同意が得られたならば農林省としてこの一本化に踏み切ることができるとかどうか、その点をひとつもう一度答弁願ひたいと思ひます。

○土山説明員 お話しのうちに、確かに、一つの部落の中の道路をはさんでと申しますか受益地域が分かれてゐる、こういう実態はございします。そういう意味で、成田用水の受益地域に入つてゐる区域についてはかさ上げの恩恵に浴するし、そうでない地域については恩恵がない、こういう結果になつてゐるのは事実でございます。そういうことが最大の発端だと思ひますが、先ほど来先生も御指摘のように、地元の方でいろいろの御意見なり、一部のそういう要望なりの動きが従来もあつたわけでございします。県といしましては、そういうものの調整に從來から鋭意努力をして調整方に努めてまいつてゐるわけでございまして、私も話を聞いております限りにおきましては、たとへば受益地域外になつております従来地域につきましましては、特に県費助成のかさ上げをやるという踏み切り方です等しながら、地元調整に目下鋭意努力中である、このように何とております。

それからまた、先生おっしゃいました、それでは二つの土地改良区がお互いに合意に達すればと申しますか、そういう形になればやるのかといふようなお話でございしましたけれども、私もいろいろ現地の土地改良区からも若干事情を聞いてまいつておるわけでございしますが、その過程におきましては、両土地改良区の立場をいたしましては、從來どおりの形で事業の実行と申しますか、そ

ういう形でお願いをしたいというふうに向面私どもは聞いておる次第でございます。

○小川(国)委員 私、伺っているのは、農林水産省として、この騒音対策事業としてこういう用水によって農業振興を図るといふのなら、一つの部落が二つに差別されていくということがあっていいのかという原則論に立って物を伺っているわけなんです。そのための解決方法というものを農林省自体も持たなければならぬのではないのか。ですから、県や市に任せるのではなくて、騒音法のたてまえに基づいてこういう土地改良事業のかさ上げをやったならば、それは平等にひとつ行われるべきじゃないのかということ伺っているわけなんです。

○土山説明員 繰り返して恐縮かもしれませんが、この財特法の対象事業となりますためには、先ほど来申し上げましたように、また自治大臣からも御答弁がございましたように、千葉県知事が地元市町村長の意見を十分集約しながら案としてまとめて整備計画案として出している、それを私も受け取りまして、検討しながら事業化をしております。こういうシステムになっておるわけでございまして、いろいろ地元の末端まで行きました場合の意見というものは、こどももあろうかと思ひます。これは先ほど来申し上げましたように、この地区につきましては、確かに先生御指摘のような御意見もあつたというふうには承知をいたしておるわけでございますが、何分そういうことで全体的な立場から千葉県知事が地元の意見を集約しながら出されてまいっている形のものにつきまして、私どももいたしましては事業として取り組んでまいりたい、このように考えておりますし、さらに、先ほどもちよつと申し上げましたが、地元の千葉県知事といたしましては、実態的なアンバランスの是正のために特に県費助成のかさ上げという特段の措置にまでも踏み切りながら、鋭意調整方について努力中である、このように聞いておりますので、私どももその帰趨をしばらく見守りながら適切な指導はしてまいりたい、このよう

に考えております。

○小川(国)委員 農林省としての行政的な立場の見解というものが表明されないで、大変残念なんです。それはひとつ今後の調整を見守りまして、その結果によってさらに次の機会に譲らしていただきたいと思います。

時間が参りましたので、最後に自治省にもう一度お尋ねをしたいと思います。これまでの成田空港の建設と財特法による公共事業の拡大の中で空港周辺市町村の財政事情というものは極度に悪化してきているわけですか。

まず財政規模と年度末現償高及び償還額で言うならば、成田市は昭和四十一年七億五千二百九十九万円の歳入で、歳出は六億七千二百四十四万円、年度末現償高は二億七千五百三十七万円、償還額は二千七百九十九万一千円。ところが、昭和五十四年には、歳入歳出とも百二十五億六千七百一十一万円、そして年度末現償高は七十七億八千九百一十二万円、償還額は七億一千九百三十三万円というふうになっているわけですか。歳入が、昭和四十一年というのはいく空港が決定した段階で、財特法がまだ行われていない段階で、その昭和四十一年に對して、昭和五十四年は十六倍となつていくわけですが、現償高は二十八倍、償還額は二十五倍になつておりました。予算規模に比していかにか現償高、償還額がふくれ上がつていくのか。こういう財政のきわめて破滅的な状況があります。

それから、富里村の場合を見るともつとひどくなつておりました。昭和四十一年の歳入は一億六千七百五十万円、歳出は一億五千五百三十六万円、年度末現償高は千三百七十五万円、償還額は百九十二万円と比べて安定した財政規模であつたわけですか。ところが、財特法実施後の昭和五十四年の歳入歳出は十八億三百八十万円、年度末現償高は十六億八千五百八十八万円、償還額は二億一千九百九十九万円に上つていくわけですか。昭和四十一年に對して昭和五十四年の歳入歳出が約十倍から十一倍であるに對し、現償高は驚くべきに約百二十倍、償還額は百十四倍にもふくれ上がつていく

のです。

このほか、多古町では、歳入歳出が同様の対比で六、七倍であるのに、現償高は三十八倍、償還額は十六倍。芝山町の場合では、歳入歳出は八倍から十二倍であるのに、現償高は二十二倍、償還額は二十八倍。大栄町は、歳入歳出が七、八倍であるのに、現償高は二十二倍、償還額は二十四倍。下総町では、歳入歳出が八倍から十倍であるのに、現償高は二十四倍、償還額は二十四倍。これら六市町村の歳入歳出の伸びに對して、現償高、償還額の異常な倍率は、一体これだけのいかと恐怖さえ感ぜしめる自治体の財政悪化の状況であります。

試みに、昭和四十一年の六市町村の歳入歳出等を合計しますと、歳入は十六億九千四百三十三万円、歳出は十四億九千九百八十二万円、年度末現償高は四億二千六百六十九万円、償還額は四千九百二十一万円であつた。ところが、昭和五十四年の六市町村合計では、歳入歳出とも二百三億二千六百五十六万六千円に對して、年度末現償高は百二十五億三千五百四十七万三千円と、実に年度歳入の六割に及ぶ年度末現償高となり、償還額は十三億七千三百四十八万円となり、歳入の六%を超える償還額となつていくわけですか。

自治大臣は、こうした空港関係市町村の大変な財政状況というものを對してどう対処されるつもりか、起債による財政アンバランスをどう補てんするの。この十年間の財特法の実施、それから今後十年間の実施の中で、いま申し上げたように、財特法適用の關係六市町村の、もう一度繰り返しますと、昭和五十四年二百三億二千六百五十六万円の歳入歳出合計に對して、百二十五億三千五百四十七万円という六割に及ぶ年度末現償高になつていくわけですか。こうした大変な借金を關係自治体に残したまま財特法が十年間延長されるわけですが、この十年の延長の中で、これら自治体の膨大な起債の解消をなされる目途というものが立っているのかどうか、その点を最後にお伺いしたい。

○森岡政府委員 いまいろいろ御指摘がございましたが、率直に申しまして、成田及びその周辺町村だけでなく、全国の市町村がいわゆる借金財政に実はなつております。五十二年度の決算見込みで、いわゆる公債費の比率がどの程度になつておるかお申しますと、全国の都市で一〇・一%でございますが、これに對して成田市は一〇・三%でございます。平均より若干高うはございますが、飛び抜けて高いという状態にはなつておりません。それから町村の公債費率は、同じ五十二年度の決算見込みで八・七%程度でございますが、大栄町は七・九%、多古町は七・五%、若干下回っております。芝山町は一〇・五%でございますから若干上回っております。それから富里村は一・四%、かなり上回っております。下総町は七・三%ということで下回っております。地方債現在高がふえてまいっておりますことは、御承知のように、五十二年以降景気の停滞に伴ひまして税や交付税の伸びが著しく鈍化したしまして、しかし公共事業、単独事業を景気対策の観点からかなり積極的に行つたというふうな、財政収支のギャップを地方債の発行に依存しておる面が非常に多いものですから、全般的にそういう財政構造が悪化しているわけでございます。もちろん、お話しのように成田市及び周辺町村におきましては、公共施設整備のためにかなり思い切つた投資が必要でございますから、それによる現償高の増加というものは私にはあると思ひます。しかし、これらにつきましましては全体としての地方財政対策というものを今後私どもは真剣に考えてまいらねばならぬのでございますが、税金や交付税という一般財源を増強いたしまして、償還費について遺憾のないような措置を講じていきたい、かように思つております。

いずれにいたしましても、地方債の償還費の相対額は、現在の交付税の基準財政需要額のルールにおきまして、学校でありますとか下水道でありますとか、それぞれにつきまして一定の算入率で償還費を見ておりますから、交付税総額の確保あ

るいは地方税収入の増強を通じて一般財源の確保が図られますならば償還費についての財政措置は私どもはできる、かように考えている次第でございます。

○小川(国)委員 この前の答弁ですと、市の場合には平均公債費率は六・七％、町の場合は五％、こういう前国会では説明をしているわけなんです。

きょうは一〇・一％、八・七％というふうな違った基準を示されておりましたが、ちよつとこの点では合点がいかないのですが、時間も参つておりますので、大臣、局長に最後に詰めていただしておきたいのですが、このふたつ起債というものが永久に住民に残され、わずかな税収入しかない自治体で返していくというのは大きな問題として残されると思うのですが、財特法という前例のない善政を施していくというは一体どうなのか、その点について大臣なり局長は、十年後にはこの空港関係市町村の財政が全国の他の市町村の財政水準に比して同等の条件にまで持ち込める、こういうことを確信を持つて答弁できるのかどうか、その点を大臣、ひとつ明言を願いたいと思います。

○森岡国務大臣 全国の自治体が大変な借金を抱えておるといふのはたゞいま説明いたしましたとおりであります。成田市周辺の町村、全国の市町村と比べてそう大した隔たりはないわけでございます。したがって、これは国全体の自治体の借金対策をどうしていくかという、そういう大きな問題の中の一つでございます。私もこれはこれらを全体として解決していくように地方財政の再建をどうしてもやっていたいかなければならぬ、その全体の再建計画の中でたゞいまお話がありましたような線で努力をしてみたい、このように考えます。

○小川(国)委員 答弁には不満ですけれども、私、時間が超過しましたので、これで終わりたいと思つております。

○松野委員長 次に、和田一郎君。

○和田(一)委員 それでは、数点にわたつて質問いたします。

まず最初に自治省にお尋ねいたしますけれども、今回の改正でさらに十年間も延長される、こういうことでございますが、十年延長する必要性は一体何なのか、また再度延長するような考えはあるのかどうか、そういう点について、基本でございますから聞いておきたいと思つております。

○森岡国務大臣 なぜ十年間延長をするのかという御質問でございますが、周辺地域の整備計画に基づく事業が三十九、そのうち十八事業が法律の有効期限である昭和五十四年三月末までに完了できない状況にあるわけでございまして、つまり十八の事業が残つた、こういうことでございまして、これらの残事業は当然完成させなければなりませんし、さらにまたその後の状況で、先ほどお答えしましたように、新たに五つの種目が追加される、こういうことになったわけでございまして、以上の残つた十八、新たに追加されます五つ、合計二十三の事業をこの十年間で完成させよう、こういうことでございまして。

○和田(一)委員 再度延長する見込みかどうかということはちよつと次の質問と一緒に答えてもらいたいのですが、成田用水事業の完成見込みは六十三年度末となっておりますけれども、この十年間を要する理由と、先ほどの再度の延長ということも一応伏線にあるのかどうか、この二つを答えていただきたいと思います。

○森岡国務大臣 私から再度の延長はどうかという御質問にお答えしますが、私もは新たに延長する十年の期間内に全事業を完成させたい、このように考えております。

○森岡政府委員 成田用水事業は、先ほどお話がございましたように、受益面積が改定後非常に拡大になります。したがって、また関係農家の数も非常に多数になります。そのようなことから、どうしても相当の期間を要するというところでございまして、県におきましては、土地改良事業のいままでの行政執行能力の実績を踏まえまして見込みを立てましたところ、どうしても十年間必要である、こういう結論に達したものでございまして、

先ほど大臣から申し上げましたように、再延長というふうなことになるように十年間でせひやり遂げられるという見通しをきちんとしてた上で期限延長の期間を定めた、こういうことでございまして。

○和田(一)委員 十年間延長することによって、いわゆる周辺の地方自治体の負担額ほどの程度見込むか、そういうことでございましてけれども、県、市町村の区別で見込み額を明らかにしていただきたい。

○森岡政府委員 五十四年度以降十年間の財特法の対象事業費は約六百三十五億円と見込んでおります。これに対する国庫支出金は三百八十億円でございます。県と市町村の数字は、県が百五十三億円、市町村が百二億円という地方負担に相なります。

○和田(一)委員 いわゆる財特法でございまして、かさ上げがございましてけれども、かさ上げ率は全体で見ればどのくらいになるのか。これははもつと上げなければならぬじゃないか、そういう意見もずいぶんあるんですけれども、その点についてはどうですか。

○森岡政府委員 それぞれの事業、たとえば道路、河川、下水道その他のそれぞれの施設につきまして通常の補助率よりも上の補助率を決めておるわけでございまして、これらを総合いたしましたかさ上げ額はおおむね六十二億円というふうに見込んでおります。先ほど申しました国庫支出金三百八十億円のうちの六十二億円でございますから、かさ上げ率は総体平均で一九・三％でございます。

約二割近くの数字でございます。この率は、たとえ現在でございます首都圏とかあるいは新産、工特とか、後進地域の補助率特例とか、そういうものに比べますと一番高いかさ上げ率になっております。

○和田(一)委員 十年間のうちに地域の様相が大きく変わつてまいりますけれども、今回の五つの追加事業で、これでもう十分なのかどうか、この点についてはどうですか。

○森岡政府委員 先ほど申し上げたことでございますが、この財特法に基づきます事業につきましては、県が関係市町村と十分意見を詰めて、周辺の公共施設整備のためにこの事業が必要か、またその規模がどの程度かというのを完全に詰めて案をつくつて政府に持ち込みまして、しかもそれに基づいて主務官庁に自治省からそれぞれ協議をいたしまして、完全に事業内容を確認しておるものでございまして、したがって、今後十年間に必要な各種の公共施設の整備は全部盛り込んでおるといふふうに私どもは理解をいたしております。

○和田(一)委員 多分そうだと思いますけれども、いわゆる状況変化に即応しまして新しい事業の必要性が生まれた場合には、たとえば法の改正なりまたは今後これで検討するかどうか、その点はどうですか。

○森岡政府委員 この改正法案が成立いたしますと、できるだけ早い機会に私どもで事業計画の決定をするわけでございまして、先ほど申しましたように、この事業計画に盛り込むべき事業内容というものは、いま御指摘の今後の地域の様相の変化も踏まえて市町村がそれぞれ必要なものを持ち込んでおるわけでございまして、私どもはこれで基本的には事業計画を改定する必要はないというふうな考えでおります。また、その点は県にも十分念を押しておるわけでございまして。

しかし、世の中どんなことがあるかわかりませんから、状況によりましてどうしてもという問題が出てくるかもしれません。その場合には、関係省庁と協議をいたしまして適切な措置についての検討はいたしたい、かように思つております。

○和田(一)委員 次に運輸省と公団の方だと思つておりますけれども、三月六日に森山運輸大臣は、第二期工事について年内着工を明らかにされましたが、それに関連して数回質問したいと思つております。これまで運輸大臣は、地元との話し合いで同意を得て適当な時期に着工したいとの発言をされたと聞いておりますが、ここで急に年内着工と明言

された根拠は一体何かということ。運輸省からひとつお願いします。

○松本(操)政府委員 運輸大臣といたしましては就任以来、まさにいま先生おっしゃいましたように、地元と十分に話し合いをし、理解を深め、適当な時期に着工したい、こういうことを申し上げてきておるわけでございます。ただ、その適当な時期にというのは、いつのことかわからぬけれども適当な時期にと、必ずしもそういう趣旨で大臣は申しておったというふうには御理解いただきたくないということであらうかと思ひます。

ですから、年内にという点にそれほど大きなストレスを置いていただく必要もないと私は理解をしておりますけれども、ただ、来年になっても再来年になっても適当な時期に、という趣旨で大臣が常日ごろ申し上げておったわけでもございせん。したがって、年内にというところにストレスを置かずにお考えいただければ、従来の考え方の中で適当な時期にというのが、まあ来年や再来年の話ということではなくて、年内くらいには着工しなければいかぬのではなからうか、着工したいな、こういうふうな趣旨を先ほどもちよつと御答弁申し上げましたけれども、イラクの航空協定云々の問題に絡んで、成田にはいろいろ問題も残っておりますということを閣議でおっしゃるときに引用された、こういうのが事の実態であるとは私は理解をしております。したがって、私どもの考え方は従来と少しも変わっていないという点について御理解願いたいと思ひます。

○和田(一)委員 ちよつとむずかしい御答弁だと思ひますけれども、年内という言葉はやはり年内なんですね。非常に灰色になるような局長の御答弁だったのですから、もう一遍聞かせていただきますけれども、それでは年内という言葉は使わなかつたのですか。

○松本(操)政府委員 大臣の発言の中には、年内には着工しなければならぬと思うのでというふうな——そのとおりであつたかどうか私存じませう、そのような趣旨のことは確かに申し上げてお

りますが、年内というところに非常に重点を置いて年内年内と、こういう趣旨で申し上げたのではないのですということを御説明しようとした意図でございまして、決して灰色にもやもやとさせようということをお、意図してゐるわけではございません。しかし、余りにも大臣発言の中の年内というところに重点を置いてお考えいただきますと、従来の大臣の発言との間に何か非常な矛盾があるようにおとりになるものもあるいは無理からぬ点かと思ひますが、しかし、大臣としては従来から、適当な時期には、しかもできる限り早い時期には、こういうふうなことをあわせて申してきております、それらをあわせお考えいただければおのずから御判断いただけるのではないかと、こう思ふわけでございまして。

○和田(一)委員 何もその問題でここで議論するわけではございせんからいいと思ひますが、いづれにしても運輸省、公団ともに地元の理解と協力を取りつける、このようにずっと約束されてまいりましたし、運輸大臣の発言もそれを大前提だ、こう考えてよろしいわけですか。

○松本(操)政府委員 すべての国民が承知しておりますように、成田が開港にこぎつけるまでに十何年かを要したわけでございまして、その間の歴史と教訓というものは私も十分に理解をし、反省すべきものは反省しておるつもりでございまして、いま仰せられました地元と十分に話し合いを詰め、相互の理解と協力の上に立つて次の段階に進んでいくという考え方にいささかの変わりもございせん。

○和田(一)委員 地元との事前交渉は東京サミット終了後になる、こういうふうな聞いておりますけれども、その交渉の具体的な内容は一体どういうものか、それから、これはやはり東京サミット終了後に間違いないのかどうか、この点についてどうですか。

○松本(操)政府委員 少なくとも私どもの側としては、いま仰せられました東京サミット後に云々というふうなことを公式にも非公式にも申

し上げたことではないと私は存じます。もちろん話し合いというものは、ある日突然に始まるというふうなものではないわけでございまして、いろいろな面であらうな形でのコンタクトが積みもつて一つの筋の上に乗つていく。また、対象となつて人も特定のひとたちだけではございせんので、広く成田空港というものにかかわり合ひのある方々すべてというふうな理解すべきものかと思ひますので、いま仰せられましたように、何か特定の目標の期限を決め、その日から一斉にスタートする、そういうふうなことは全く考えておりません。

○和田(一)委員 一部の報道でこういうことが出ておりました。これは局長も御存じだと思ひますけれども、それは現段階においては誤報であつた、このように受け取つてよろしいのですか。

○松本(操)政府委員 私の率直な見解をお許しいただければ、誤報と言ふよりは、むしろ私ども自身がかつてあつた記事が載つたのだらうかと思ふ程度に理解しがたい記事であるように思ひます。

○和田(一)委員 第二期工事に対する地元の要求また条件、これはどういふものがありますか。

○松本(操)政府委員 地元というものをどのようにとらえるか、なかなかむずかしい議論もあるいはございまして、けれども、まず私も、一番関係の深い広域行政に關与いたします県から、少なくとも従前成田の開港に關連して運輸省が約束をしてきたこと、これはきちつと守つて実行していただければ困るということ、それから当面の問題といたしまして、たとえば言うならば騒音問題でございまして、あるいは昨年の十二月一日に閣議報告をいたしました農業振興政策でありますとか、これは従前からのお約束とも言へ、また最近のお約束とも言へるかと思ひますが、いずれもこういうものをきちつとお約束どおりに進めるといふことが非常に大事な要件であるというふうなやり取りが千葉県の方からは申されております。また私もそのように理解をしております。

したがって、現時点におきましては、私どもの対応のしふりとしては、そういうふうなことを踏まえて、じみちひ一つ一つの問題を解決していこうというところに努めておるわけでございまして、一つこれ、二つこれといったような具体的な議論があつて、それが終われば云々というふうな形で、地元との話し合いというふうなことは必ずしも考えておるわけではございません。少なくともいままでいろいろ約束をし、そのほとんどは私実施してきたつもりではありますけれども、しかしまだ中途のままで残つておるものもございまして、そういうふうなものを約束に従ひ、しかもできるだけ早く仕上げていくというふうなことを着実に実施に移していこう、こういうふうな考えでおります。

○和田(一)委員 お説はよくわかるのですけれども、昨年運輸大臣が、千葉県とは二十八項目、成田市とは四十五項目、芝山町とは十一項目にわたつて約束を取り交わした、こういうふうな聞いておりますけれども、その内容と具体的なものを明らかにしていただければありがたいと思ひます。

○松本(操)政府委員 いままさに先生がおっしゃいましたように、二十八足す十一足す四十幾つかでございまして、全体で八十四項目ございまして、これを逐一この場で申し上げることもなからうかと存じます、ほとんどの問題については私ども誠実に実施に移してまいりました。きわめて卑近な例といたしまして、たとえば成田市から御要望のありました成田駅を橋上駅化するというふうな問題につきましては、暫定工事を終つて、この四月からは恐らく本格的な橋上駅として運用できる、このようにならうかと思つておりますが、いまそのような点で振り返つてみまして幾つかまだ残つておるというふうな私どもが考えておりますもの、公団関係のものもございまして、これは道路をつかえととか、そういうふうなものがございまして、ちよつとそれは後回しにさせていただきます、国のペースでお約束したものと

いうふうなものを拾い上げてみますと、総武線の複々線化という問題がございます。これにつきましては、国鉄が鋭意工事を進めておりまして、五十六年度内には完成するということを目標にいたしております。次に、同じく国鉄関連でございしますが、成田線の佐倉―成田間の複々線化、約七・一キロでございしますが、これは五十五年の七月を目途にいま工事を進めております。それから成田駅は、いま例として申し上げましたとおり、本年四月から橋上駅として運用開始を目標としております。それから芝山町への鉄道の延伸問題がございまして、これは、現在京成の地下駅が空港の構内にございしますが、それを延長して空港の外へ出まして整備地区のやや先の方まで、約二・七キロぐらいでございしますが、それを延長する。この問題につきましましてはなかなかむずかしい問題がございまして、長い間の議論を重ねてまいりましたわけでございますが、総工費がどのくらいかかるということとか、あるいは当初から問題になっておりました第三セクターをどのような形で構成していくとかいうふうな点についての詰めをはば終わりまして、必要な事務的な手続、法律的な手続にこれから入ろうという段階になっておりますが、ただ、御案内のように、この鉄道は、地下を通ってまいりまして、それが横風滑走路、C滑走路の下をくぐり抜けていかなければなりません。したがって、二期工事が公に作業ができるような時点になりませんとこの工事を大つばらにやるといこともできませんので、諸準備はできるだけ早く整えるようにいたしたいと思っておりますが、実際の工事にかかるのは二期工事の関連でいろいろと問題が残されておるといふふうに御理解いただきたいと思っております。

それからもう一つ、芝山の問題といたしまして、航空記念館をつくってほしい、こういう御要望がございました。これもごもっともなことというところとお約束をしております。昨年の十一月から十二月の初めにかけまして、芝山の町長さんなど何人かの専門家の方に外国の航空博物館なども見て

きていただきました。また、芝山町の方で現在二カ所の候補地を提示しておいでになりますので、関係の委員の間で実際にその検討などをいたしまして、そのどちらにどういふふうな構想のものをつくっていくかという、基本的な議論をいま煮詰めていくという段階でございまして、そのほかに、公団関連のものもいたしましては、先ほど申し上げました、国道でございしますが、二百九十六号のつけかえでございしますとか、そういつた二、三の問題が残っておりますが、具体的な御質問でございすれば公団の方からお答えできると思っております。

○和田(一)委員 具体的な問題は、できれば題目だけ書いたものの資料でも結構ですから、後で出していただければそれで結構でございします。それではまた質問が先へ進みますと、第二期工事着工につきましまして、地元関係者との話し合い、これは、関係者は先ほどおっしゃったようにいろいろございしますけれども、反対派の農民の方もいらつしやると思ひますが、そういう話し合いが合意に達しないとの判断で、話し合いを放棄して、そして自治体とだけ交渉している、そのようなふうな報道されておりますけれども、それは事実かどうか、そういうことなんでしょうけれども、それはどうですか。

○松本(操)政府委員 先ほど私お答え申し上げましたように、地元住民との話し合いというのはいろいろと懸念があるかと思ひますので、概略的に話し申し上げるのはいささか危険でございしますので避けたいと思ひますけれども、いま報ぜられておるとおっしゃられましたように、そういうふうなもの、これは一切抜きにして、自治体の理事者側あたりとだけ話しをすればそれでいいのだというふうな割り切った考え方は毛頭持っておりません。ただ、地元住民というものをどういふふうな形でとらえる、という言葉は悪うございしますけれども、お話し合いのテーブルについていただくかということになりますと、やはりたとえは町議会なりあるいは村議会なり市議会なりというふう

なもの、相応に住民の意向というものを代表しているものというふうに理解すべきでございします。そして、また、いろいろと組合、農業組合とか、そういったような組合等もございします。また、いろいろと問題はあろうかとは思ひますけれども、いわゆる住民の特定のグループ、たとえば一つの例で申し上げますならば、騒音関係を大同団結したグループもできておられますので、こういう方々と騒音問題について話をいろいろとしていくとか、いろいろな面においていろいろな接触をしていくというふうなことであろうかと思ひますので、いま報じられておるとおっしゃいましたような、そういった非常に短絡的なアプローチで事が済むとも思っておりませんし、したがって、済ませようなどとも考えておりません。

○和田(一)委員 そうしますと、決して合意に達しないから話し合いをやめたということじゃなく、今後ともやはり長期的に話し合いをしていく、そしていわゆる第一期工事のときのようないくつかの事柄を避けたい、こういう御意思でしょうか。○松本(操)政府委員 話し合いがつかないから切り捨て、それで作業が先に進むのであれば、それはそれなりの考え方として、理屈の上では成り立つのかもしれないけれども、しかし私は、それは実務的にも成り立たないし、理屈の上でもおかしいのではないかとこのように思っております。ですから、くどいようでございしますけれども、どういふふうな形という個々具体的な対応についてはいまここで逐一申し上げる用意がございしませんけれども、いずれにせよ、県、市町村を含め、地元の方々の十分な意見の交換、説明により理解と納得を得た上で次の段階に入るといふ段取りについては忠実に守ってまいりたい、このように考えております。

○和田(一)委員 これは、伝えられるところによりますと、四十ヘクタールの未買収地がございしますけれども、先ほど局長は否定されましたが、東京サミット後に話し合いを始めて、そして十月着工ですか、そういうふうに伝えられておりますね、

そういう段取りでいくのかどうかという点で、そういう点についてはどうでしょうか。

○松本(操)政府委員 これも繰り返しになるように恐縮でございしますけれども、話し合いというものは文字どおり相手のある話でございしますので、こちらでいろいろとくろくを立たれたからといってそのとおり動くわけのものでもございしませんし、したがって、いつまでもこれを片づけたという目標を立てずにただ漫然と地元の理解と協力を得てと言っているだけでは事は前に参りませんから、われわれ自身としてその一つの目標と申しますか、われわれ自身の内部的な考え方の順序立てとか、そういうふうなものはもちろん持つべきであらうかと思ひますが、それがそのまま動くというふうには毛頭思っておりません。したがって、いまおっしゃいましたような、たとえばサミットまでにこれとこれを片づけて、サミットが終わったら残りの四十ヘクタールを片づけて、というふうな事が進むわけのものでもございしませんし、おっしゃる通りに簡単に話が進むものでございしましたら過去十何年の間のあの歴史も起こらなかったわけでございますので、そういう点を十分にかみしめ、踏まえた上で次の段階に入りたいたいという私の念願は、いささかも変わっておりません。

○和田(一)委員 とにかく、あのような流血事件であるとか、そういうことはぜひひとつ避けていただきたいと思ひます。話は変わりますけれども、羽田空港を羽田沖に移転して整備拡充するという考えが一部に根強くあるというふうな聞いておりますが、この点についてはどうなんですか。○松本(操)政府委員 昨年五月二十日に成田が開港いたしますまでの羽田空港というのは、文字どおり国際線と国内線を一手に引き受けておった日本の玄関口でございしました。一日四百六十機という管制上の制約はございしましたものの、その中で精いっぱい活動してきたわけでございます。そこで成田が開港しました後において、現在羽田

は、一部の国際線が入っておりますが、主として国内線の東日本における重要な玄関口という形になっておるわけでございますが、この羽田空港について、ではこのままの状態でもいいのかということになりますと、やはり昭和六十年、六十五年といった先を見通しました場合に、現在の羽田空港の持つおきます問題点が二つございします。

一つは、何と申しましたも陸岸部に近い部分に滑走路が置かれておる。飛行機の飛ばせ方が風向きとの関係上いろいろ制約がある、あるいは地形上制約があるというふうなことから、騒音問題が依然として陸岸部に残っております。第二の問題点としては、今後長期的に見ました場合に、東日本における玄関口としての国内空港として現在の能力、陣容で果たして十分であらうかどうか、こういう議論がございします。

この二つの点を踏まえまして、羽田空港というものの将来計画というのについて私どもはかねて勉強しておたわけでございますが、たまたま東京都の方のいろいろな御要望とも折り合う点がございまして、昨年十二月に私どもの案というものを都の方にお示しをして、関係の区を交えていませつかくその内容を詰めておる段階でございます。

したがって、今後の関東地区におきます大型空港のありようとしては、成田空港というものの二期工事を進めていくことによつてこれを国際線の玄関口とし、羽田空港につきましては都及びその他関係官庁との調整を終わって、これを国内線の表玄関口として、両々相まって東日本及び日本を代表する主要な空港としての機能を果たさせるように持っていきたい、このように考えております。

○和田(一)委員 次に、パイプラインの建設について質問いたしますけれども、日本の国は世界有数な地震国でございますけれども、パイプライン建設に当たつての安全性は一体どうなのか、その点について質問いたします。

○鹿児島政府委員 お答えいたします。

パイプラインの建設につきましては、昨年十月三十一日に工事の認可をいたしておりますけれども、この認可に際しまして、パイプラインの安全性あるいは保安につきまして、この内容を含めまして認可を行つておるわけでございます。

この安全性につきましては、一つは耐震性の問題がございします。いま一つは被害が万一生じたときの防止の問題、二つの問題があらうかと思ひますが、耐震性の問題につきましては、まずパイプ自体が御案内のように隧道の中に建設されるわけでありまして、その点から申しまして比較的震害の被害が少ないということがございしますけれども、そのほかパイプの材質につきましては、特殊な材質を使用することによりまして強靱なパイプを使うことになっております。また、しばしば地震の際の問題になりますパイプの接合部分でありますけれども、これも技術的に申しますとパイプの本体につきましては強度を確保するためにはいわゆるアーク溶接と呼ばれる溶接を行うというところで処理をする、このようにいたしましてパイプライン全体の耐震性を強化するということを前提にいたしております。

それから、万一被害が生ずるというものを考えまして、この被害の防止につきましてもいろいろと配慮が行われておるわけでございます。

一つは、パイプラインの経路にいわゆる感震装置、センサーを設けまして、これで地震を感じ知いたしました、これが感知いたしましたときにはいわゆる遮断装置、遮断弁を全体で三十カ所設けるといふことにいたしまして、万一地震が生じましたときには遮断弁が遮断することによりまして油の流れをとめる、こういう装置をつけることになっております。

いま一つ、油の漏出がございました場合に、およそ百メートルごとに検知孔をつけるということが原則でございますが、特殊な設計による検知装置をつけることによりまして、万一油が漏れました場合に直ちに検知でき、これに対して適当な

措置がとれる、このような方法をとることによりましております。

○和田(一)委員 このルートのごときでございますけれども、花見川ルートに変更したということだそうでございますけれども、その理由は一体何か、そういうことですか。

○増村参考人 お答えいたします。

在来埋まつておりましたパイプラインが一時中断いたしておたわけでございますが、今回新しくルートを検討いたしまして、いわゆる花見川ルートと称せられておるルートに選定いたしましたわけでございます。

今回のルートを選定いたします場合に、基準というふうな法律というふうなものが従来ございせんでしたが、今回パイプライン事業法という法律ができました、それに伴います技術的な基準その他が定められたわけでございます、そういうふうなものに適合するために各種のルートについて検討いたしまして、自然的な条件あるいは社会的な条件と申しますか、その経路におきます市街地の形成状況とかあるいは道路の幅員の状況とかいふようなものを検討いたしました結果、安全性を確保できるルートとして花見川ルートが最も適切であるということで選定いたしましたわけでございます。

○和田(一)委員 これはうわさかもしれませんが、けれども、在来の計画のルートでは計画が非常にずさんであった、だから変えたというふうなことも聞くのです。そういうことじゃないと思うのですけれども、その点はどうですか。

○増村参考人 先ほど申し上げましたように、計画がずさんということではございせん、新たに法に定められた基準に従つて計画を見直したというところでございします。その場合に、先ほど消防庁の方からも御説明がございましたように、市街地におきましては、万々ないことと思ひますけれども、もしも油が漏れたような場合には、それを拡散させないような装置をつけなくてはならないというふうなことが決められております。

いったような装置をいたしますのには、従来計画しておりました道路におきましては用地幅が足りないとか、そういうような問題がございします、新たに住家や移転して土地買収をするというふうなことを避けるということから、そういうことのないルートを選びましてそういうことになったわけでございます。

○和田(一)委員 花見川ルートにおいても一部の住民の反対があると聞いておりますけれども、住民の合意取りつけのためにどのような対応をされておるか、その点はどうですか。

○増村参考人 今回のルートを五十三年の一月に県並びに市の方にお示しいたしまして、その後、地元関係の自治会を単位にいたしまして、私ども八十数自治会に対しまして四十数回からの説明会をやつてまいりました。その結果、現状といたしまして、その中で四自治会がまだ安全性について若干疑問を持たれておるといふのが現状でございますが、その後も安全性に疑問をお持ちであるならば、ぜひひとつ説明会をさせていただきたいというところで接触をいたしております。まだ最終的にそれらの自治会に説明会をさせていただくような状況になっておりません、残つておるといふ状況でございます。ただ、申しおくれましたが、この自治会につきましても、すでに私どもとして二回説明会をいたしております。それから、市の方からも二回説明をいたしております。

○和田(一)委員 その話し合い等もあると思ひますけれども、パイプラインの完成見込みは一体いつごろになるのかなというところですね。

もう一つは、完成した後は、いまの鹿児島ルートによる陸上輸送、これをやめにするのかどうか、その点についてお伺いします。

○増村参考人 現在、暫定輸送というふうな名をもちまして鹿児島港から貨車でもって燃料を輸送しておるわけでございますが、これを始めます際には、開港におきまして、貨車輸送による輸送期間は、燃料輸送開始から三カ年というふうに決められております。したがって、貨車輸送の開始され

ました時期から三カ年以内にパイプラインはぜひともつくりたいということでもって、ただいま測量その他から一部的には始めさせていただいておるわけでございます。その期間までに仕上げるよう鋭意努力をいたすつもりでございます。それができますれば、貨車輸送の方は切りかわっていくというふうな考えております。

○和田(一)委員 それでは、今度は警備問題についてお聞きいたします。

最近、成田空港周辺で過激派のゲリラが活動しているようでございますけれども、これら極左の動きはつかんでいるのかどうか、また、その現有勢力がどの程度あるのか、この点についてお願いいたします。

○鈴木政府委員 御承知のとおり、この三月二十五日に、成田現地におきまして三・二六、いわゆる管制塔侵入事件がございました昨年からの周年を記念いたしまして現地で全国的な動員が図られました、大規模な集会、デモがあるわけでございます。その前段ゲリラというふうなことで、すでに最近の、昨日、一昨日、京成電車に対する各種の妨害事件等を含めまして九件のゲリラが発生しているわけでございまして、いまこれら極左全般おしなべて五流二十二派と言われますけれども、数にしまして三万五千と見ております。しかし、成田に取り組む大きなセクトは、中核及び第四インターにあるいは革労協、あるいは少数ではございますがプロ青同とか、こういう各種のセクトが反同の呼びかけをしております集会等に集まってくるというふうなことでございまして、まことに残念でございますが、極左おしなべてこの成田の廃港並びに第二期工事絶対阻止というふうなことで、これらの闘争を八〇年代決戦の突破口にするあるいは革命の戦場である、こういうふうなことで各セクトとも相当ハッスルしておるといのが実情でございます。

こういった各極左暴力集団の動きに対しまして、警察としましては、全国の力を挙げましてこれら不法行為を何とか未然に防止する、また、違

法行為に出た者はできるだけ多く検挙するというふうなことで、実はあれやこれやいろいろの面におきまして現在も日々努めておるといふような状況でございます。

○和田(一)委員 最近たびたび空港周辺の関連施設が襲撃されておりますし、ただいまも御答弁がございましたとおりでございますが、それに対する警備体制、それから今度はいわゆる第二期工事が始まりました一体どうなるかという問題、その点についてはどうでしょう。

○鈴木政府委員 この開港一カ年で、幸いにして運航そのものも阻害なくスムーズに空港が運営されているというところは、まさに国民的な支持というものが土台にあると思うわけでございますが、それにしろ、残念ながらこれを力守らなければならぬというのが実情でございます。そういう意味でわれわれの警備方針をいたしまして、何といつても空港の本体を守るということとはもとよりでございますし、また空港の運営が円滑にいくということとあわせて、それに関連する施設というのは非常に膨大なわけでございます。先ほど来のパイプライン工事、これも含め、あるいは燃料の輸送、さらにまた関連重要施設の防護、こういったものは決して成田だけの場所にあるわけではございませんで、やはり相当広範囲にあるわけでございます。これら重要防護対象につきましましては、それぞれ制私服をもちまして各施設の自主的な防護体制をかわせて警察もそれを支援する、守るというふうなことで防衛に努めておるといふような状況でございます。

二期工事がいつの時期か始まりますと、日常の空港の運営というものと並行いたしますと、あの近接した場所において工事が始まる、極左暴力集団はこれの絶対阻止というふうなことでゲリラ的な行動を執拗に繰り返すというふうになりますので、そういう事態を踏まえまして、警察としましては関係機関ともいろいろの面で相談しながら準備を進めておるといふような状況でございます。

○和田(一)委員 岩山団結小屋は現在運輸省に

よって立ち入り禁止処分になっておると聞いておりますけれども、だれかが入り込んだという形跡がある、また過激派の集会場にするようなことも聞いておりますが、その点について今後の対策、これはどうなんでしょうか。

○松本(操)政府委員 現在成田空港の周辺に三十数カ所のいわゆる団結小屋と称するものがあるわけでございますが、いま例示としてお挙げになりました岩山の団結小屋とか、あるいは木の根団結小屋というふうなものについては、開港直前に、おっしゃいます特例法によりまして極左暴力集団の集会の用に供することを禁止するという命令をかけてございます。それから、最近通称横堀要塞と称しますものについて、同様この種の人たちの集会の用に供することを禁止するとともに、火炎びんの製造その他そういうようなものの用に供することも禁止をするという禁止命令をかけてございます。これらにつきましましては、警察当局と密接な連絡、支援を受けながら随時監視体制を維持しておるわけでございます。

現在までのところ幸いにして、とりわけ不穏な行為がそこを拠点として行われたという確証をつかむ段階には至っておりません。今後ともこれらのものにつきましまして十分に目を光らせてまいりたい、それによつて空港の安全運航に支障を来すことのないように十分な配慮をしてまいりたい、このように考えております。

○和田(一)委員 いろいろ聞いてまいりましたけれども、最後に大臣にお願いいたしますが、まず一つは、空港周辺の各市町村の財政問題です。これはそういう飛行場があるというだけで、特に普通の市町村よりも財政が必要であるということ、そういうことについて今後さらにまじしかりと財政措置をしてもらいたい、これが一つ。

あと一つは警備の問題、そういうことでございすけれども、とにかく第二期工事につきましても日本の革命の夜明けであるとか、決戦場であるとかというふうな、同胞が肉弾相撃するような異常なことだけは絶対避けてもらいたい。極力話し合

いに持っていてももらいたい、そのことを要望申し上げます。

○澁谷(國務大臣) 関係市町村の財政対策につきましては、先ほどお答えいたしましたように、これは地方財政全体の問題の一つでございます。ただし成田国際空港という一つの特長な条件も重なっておるわけでございますから、そういう点も十分配慮して対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、極左暴力集団の対策につきましては、私どもは、御指摘のように国内で流血の惨事が起きるというふうなことは絶対阻止しなくてはならない、警察の総合的な警備力を十分に発揮して遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

○和田(一)委員 それもわかりますけれども、とにかく話し合いをよくやっていただいて、双方の理解でもってやっていただきたい。その点についてどうですか。

○澁谷(國務大臣) 一般論としては、何事についても平和的に円満に話し合いを進めていくというのが常道でございますけれども、残念ながら、極左暴力集団については話し合いでもとて納得していただけるようなものではないということも、これはもう和田さんも御承知だと思ふのです。(和田(一)委員「農民の人です」と呼ぶ)農民については、もう言うまでもなく私もあくまで話し合いで、そして理解と協力のものと進めていく、この基本原則は断じて守っていきたくて考えております。

○和田(一)委員 終わります。

○松野(委員長) 次に、中井(治君)。

○中井(委員) 私どもは、今回提出されました法案の賛否につきましては賛成でございます。したがって、簡単に質問を申し上げたいと思ふのでありますが、実は余りすっきりとした賛成でもないわけであります。いらいらとしたいやな気持ちの賛成であるわけでございます。そういった観点から幾つかの御質問を申し上げたい。あるいは生

意気な御質問になるかもしれませんが、御勘弁をいただき、御答弁をいただきたいと思ひます。

先ほどの和田先生の御質問の中にもございましてたけれども、この法案をまた十年延ばすといふことでもございまして。そして、延ばす最大の理由は、成田用水の問題が拡大の問題を含めてあと十年かかるのだといふことでもございまして。そうしますと、もともと二十年かかる事業であったのか、こう自身も思ひうけてございまして。十年でつくった特別立法は十年で終わるように最大の努力をすべきである、あるいはまた、そういった特別立法、時限立法といふのは、その年度が来たら一度打ち切る、そして一年か二年空白期間を置いて、さらに必要であるならば新しくまたやる、こういったことを行政改革の一端として私どもの党は提案をいたしているわけでございまして。先ほどからの御議論をいろいろ聞いておりますと、自治省あるいは運輸省の側におかれましては、あのような事件があったからといふて、延びるのがあるが、まあという感覚で御答弁をいただいているような気がするわけでございまして。私ども一般の側から見ますと、空港一つつくるのに何というぶざまなやり方をやられておられるのかという腹立たしい気持ちがあるわけであります。空港を持ってこれた地元の人たちの感覚というものはまた独特のものであらうと思ひますが、そういった観点から、自治省あるいは運輸省は、十年延ばさざるを得なかったことに對して、どこに原因があるのか、あるいはどういった責任を感じておられるのか、こういったところからお答えをいただければありがたいと思ひます。

○滋谷国務大臣 十年間延長せざるを得なくなつた事情については先ほどお答えをしたわけでございしますが、率直に言つて、とにかく十年間かかって、しかもさらに十年間延長せざるを得ないという事情は、私どもとしてもまことに遺憾な状態であると考へておりますけれども、しかし、現実とはにかくやはどうしてもそれだけの期間が必要だ、こういう状態になつてきておるわけでござい

ますので、残念ながら、残事業を完成させるためにさらに十年間の延長が必要である、このように判断をしてお願いを申し上げておるわけであります。

○松本(操)政府委員 ただいま自治大臣から御答弁ございましたことをもつて尽きるかと思ひますが、けれども、私どももいたしまして決して安易な安易な事を運んできたつもりではございせんが、今後の十年間といふものは、やはり当初の整備計画が残つておることも事実でございまして。また、私どもの理解をいたしまして、空港といふものはやはり今後長く地元とともに榮えていかなければならぬ、むしろ地元が榮えることによつて空港も發展していくといふふうにとらえるべきであらう、こういうふうにかたく信じておりますので、残つたものはやはりきちつと片づけて、そこで区切りをつけたといふことが必要かと思ひますので、今後の十年といふものに、自治省と御協議し、いろいろと御差配を受けながら全力投球をして、全体の仕事が空港としての機能が完全に果たせるように最大の努力をしてまいりたい、このように思つております。

○中井委員 自身は、もし残事業が残つておるなら、その残つた残事業だけを片づければいい、このように考へておるわけでありまして。さらに十年延ばす、しかも新しく五つの事業を認定してやつていく、こういう形であります。そうしますと、そもそも十年前にこの法案が国会で三回か四回流れて大變な議論の中で成立をした、そのときには、それらの十年間の期限ですべての周辺の要望の事業といふものをやつてしまふのだ、こういうことであつたと思ひます。それができなかつた延ばす、これはさらにまた五つか六つの事業をふやしていく、こういうことであります。そうすると、これはまたまた二期工事か十年で終つただけだ、したがって二期工事はこれから始まる、残事業も残つておる、思い切つて十年延長して二期工事対策にこれらの仕事をつけ加えよう、こういう形でやつておられるのか、こんな理

解をするわけでございまして。自身は、公共事業がある地区に犠牲的におやりをいただく、そのために少々その地区の皆さんの御要望を聞く、そしていろいろのなものをつくっていく、このことは賛成であります。しかし、むやみやたらとお金だけを積んでいけばいいのだといふ発想、こういったものをそろそろお考えをいただかなければならぬ、このように思ひうけてございまして。たとえば原子力船「むつ」の修理で佐世保へ入れるためだけに長崎へ新幹線をつくるなんといふことは、長崎県の人たちにとっては大變うれし話であらうかもしれませんが、日本じゅうから見たらこんなばかな話はない、私はこのように思ひうけてあります。原子力発電所をつくるのにも大變なお金を地元にはばらまく、そしてそれで解決するな、延びれば延びるほど、何かやりましよう、これやりましようといふて事業さへふやせばいい、こういう発想で、今後、要するに低成長時代の公共事業といふのがやれるのかどうか、このことを非常に心配するわけであります。公共の福祉と個人あるいは一地域の利害の衝突といふものをどういうふうな調整して公共の福祉を優先してやっていくか、このことを真剣に超党派で考へていかなければならぬ。そのときに少し成田の問題は、運輸省、空港公団だけを責めるわけじゃありませんが、私は、やり方がそういった意味で余りにも責任のない、とにかく期限を延ばす、そしていろいろな事業を積んでいく、そして最後には、先ほど和田さんのお話じゃないですけれども、去年のようないふ悲惨な事態で開港をする、そういうことが非常に残念なわけでありまして。ひとつそういう形でなしに公共事業をやっていくのだ、こういう発想のもとにぜひ二期工事等をおやりをいただきたい、このように考へるわけでございまして。

大變長い演説をぶちましたけれども、質問いたしますが、この十年の延長で新しく事業が盛り込まれておりますのは、この二期工事をやらしていただくための一つの地元との話し合いである、こういうふうな理解してよろしうございしますか。

○森岡政府委員 十年延長いたしますことのまず第一の理由は、いまお話がありましたような残事業がある、し残しがあるといふこと、それから空港の建設が進みましてその間にやはり地域でさらにこれだけのものはどうしても追加してもらいたいという新たな事業が出てきたわけでございまして。そこはやはりその地域の様相も変わつてきておるわけでございまして、最初に決めたものでもう全部おしまい、それ以上はびた一文だめですよといふわけにはこれはまいらぬと思ひます。

そこで県道四路線とか市町村道十路線あるいは下水道、消防施設、それから芝山への京成線の延長でありますとか、成田用水事業の受益面積の拡大とか、これは私どもはやはりその地域の住民の理解を得るために、空港を適切に建設していくために、どうしても必要だと思ひます。二期工事のためにこういうことをするといふことではございせん、全体として成田新東京国際空港といふものが円滑に機能していくために、やはり地域住民の理解を得るためにはこれだけのことはどうしても必要だらう、こういう観点に立つて新たな事業を追加するとともに残事業の見直しをやつてこの法律の延長をお願いしておる次第でございまして。

○中井委員 私はこれらの事業をやるなども何とも言つておりません。また、地元の方々が御要求なさるといふのも十分理解が出来ます。しかし、日本各地へ行けば、いろいろな公共事業に對してこんなめちやく々な成田みたいなことのごね方なしに、あるいは「むつ」みたいな騒動なしに進捗しているところがあるわけであります。そういった地域から見ますと、何か過激派が暴れてくれた方が得するなといふふつちやけた感があるわけでありまして。そういう不公平といふものがないうやうなやり方といふものをそろそろお互い考へていこうじゃないか。私どもも、何も公共事業が来たら、来るときだけ来いといふて、いざ来ようかといふたら反対、反対と言つてつり上げて

いくというふうな態度というものは慎まなきゃならぬ、そんなふうにごごろの世相を見て、生意気でありますが、思うわけであります。ひとつそういう観点から、国民の非難を受けないように毅然たる態度でこの二期工事を含め空港事業の完成というものを目指していただきたい、このように思うわけであります。こういった要望に対して、空港公団はどのようにお考えでありますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大塚参考人 成田空港の開港がいろいろの事情で延びまして、そのために各方面にいろいろ御迷惑をかけておる、また地元におきましてもその間のいろいろの事情の変更によりまして、環境整備その他の整備に新たな必要等が起つてきておるといふ実情でございます、私どもとしては非常に責任を痛感をしておる次第でございます。しかし、現実には現実でございますので、やはりやるべきことはやらなければいけませんし、またやっていただかなければいけないというふうに考えますので、ぜひひとつ今度の法律延長についてお願いを申し上げたいというふうに考えておるわけでございます。

私どもとしては、やはりできるだけ地元の理解と協力を得てこの仕事を円滑に進めるといふ努力をあくまで続けなければいかぬと思つておるわけでございますが、しかし、大きな見地からやらねばならぬことはこれはどうしてもやらなければならぬことでございまして、その辺を踏まえまして、できるだけ円滑に事を進めていくようにいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○中井委員 二期工事は、先ほどから御質問もあり、御答弁もあつたわけでありますが、新聞を大変にぎわしてあります。私もはできるだけ早く円滑におやりのいただく、大賛成であります。先ほどの御答弁を聞いておきますと、地元との話し合いはいろいろな方面で現実に進んでおるのだ、このように理解をしてよろしくございませうか、運輸省の方。

○松本(操)政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、話し合いの態様というのはいろいろあるというところを申し上げたわけでございますが、たとえて申しますならば、昨年十二月一日に閣議報告いたしました農業振興政策のようなものにつきましては、県の非常な実務的な協力を得、さらに農林省のバックアップを得まして、かなり具体的に地元に入つていっておるわけでございます。それからまた、騒音対策のようなものにつきましても、これは話し合いと言へるかどうかは存じませんが、これは話し合いと言へるかどうかは存じませんが、従来のようにお仕着せの形になりがちな防音工事といふことではなくて、一軒一軒の方の御要望を十分にしんしゃくしながら設計もし、防音工事をしていくという意味においてでございます。ならば、これもいささかはかどつてきておるといふふうに考えております。

それを輪を広げまして、もっと具体的な個々の何のだけれどというふうな話になつてまいりますと、これはおのずからその時期もございまいしょうし、また内容をいささか公の場で言にくい問題もございまして、ここでもいろいろと申し上げることは差し控えていただきますけれども、いろいろな面においてそういった努力が続けられていゝというふうに御理解いただきたいと思ふ次第でございます。

○中井委員 これまた先ほどの御質疑にもありましたけれども、三月二十六日に、去年の大騒動の一年というところで過激派のいろいろな動きが心配をされておるわけであります。話し合いは農民の方、地元の方とあくまで進めていく、しかし過激派には断固的な処置をしていくのだと、先ほどの御答弁であつたわけでありますが、最近の過激派のこの三月二十五日に向けての動きあるいは二期工事年内着工といったことで新聞等が騒がれた、このことに刺激された動き等、警備当局はどのように把握をされておりますか、御説明をいたしたいと思ひます。

○鈴木政府委員 お答えいたします。

成田の現地での全国動員による集会、デモ、これは昨年の九月十七日闘争というものがございまして、それから久しぶり、半年ぶりの三・二五というふうな集会、デモであるわけでございます。今回この一周年記念ということでの三月二十五日——実は二十六日でございますが、これは月曜日でございまして、人が集まらぬというふうなことで、一日繰り上げて日曜日の二十五日に設定した、こういう経緯があるわけでございますが、いまのいろいろ全国からの情報その他の集積によりまして、極左暴力集団が約五千から五千五百、それに各市民団体、労組等を含めて、合わせて七千から八千という数字が現地に集まる、こう見ております。集会の場所その他についてもまだ届け出等がございせんが、三里塚第一公園、あそこを集まりまして周辺をデモする。しかし、このデモそのものは彼らの言葉で言えば大衆的カンパニアといひますか、そういう形態に終わるかも知れませんが、これら集会、デモと呼びたいとして別働隊がそれぞれゲリラを行うということが一番警戒を要する点でございます、すでにいままでの昨年来の一連の各ゲリラ等を見ておりました、だんだんと記念日闘争より相当早い時期から彼らで言う前段ゲリラというものを敢行してございまして、すでにこれは、きょう現在で九件のゲリラ事件が発生しておるといふふうなことでございまして、もとよりゲリラの攻撃対象は警察関連施設、とにかくゲリラでございまして手薄なところをねらつて最大の効果を上げるということでございまして、彼らはそれぞれそういった事実をやりますと、マスコミ等にわれわれがやつたというふうなことをPRするといふふうなことでございまして、おのがじし各セクトが成田闘争におきまして主導権を自分のセクトが持つといひますか、そういうことも絡みまして、各セクトそれぞれの秘術を尽くしていろいろな手だてでゲリラをやつておるといふふうな実情でございます。

今後、三月二十五日までさらにいろいろのゲリラも予想されますので、先ほど大臣のお答えにありましたが、警察としましては、組織的な総力を挙げまして守るべきところは守り、そしてまた、これらの違法事犯に対しては的確に何とか逮捕するといふふうなことでいろいろやつておるわけでございまして、何せ、率直に言ひまして、ゲリラをつかまえるといふのは大変むずかしいわけでございまして、いままでの経緯でもいろいろつかまえてはおりますが、ことし発生した九件につきましては現在捜査中、こういうふうな状況でございます。

○中井委員 そういつた暴力で民主主義を破壊しようといふ過激派に対しては、もう何ら遠慮する必要がないんだ、このように私は思ひます。どうぞ断固たる処置をおとりいただきたい。

【委員長退席、中山(利)委員長代理着席】

それと同時に、この空港を守るために去年でしたか発足いたしました空港警備隊、この三月二十五日あるいはこれから二期工事が云々をされ、また成田空港の騒動に火がつこうとしておるときに、その整備の状況等十分にいておるのか、そういういったところを御報告いただきたいと思ひます。

○鈴木政府委員 空港警備隊の整備の状況でございますが、昨年度予算によりまして千三百名空港警備隊をお認め願ひまして、五十四年度の予算におきまして二百人が一応いま審議いただいておりますわけでございまして、これを合わせますと千五百人というものが最終の陣容でございます。したがって、これらの千五百人の要員の採用あるいは教養訓練、あるいはそれをりつばな警備隊に仕立てるというふうな面につきましていろいろ全国的に力を出し合つて努力しておるところでございます。現在、体制も着々整備されておまして、きょう現在で空港警備隊は千二百人、これが整備されました。年内に千五百の体制に持つていくといふふうなことで努力しているわけでございまして、非常に士気も旺盛でございます、日本の玄関としての空港を何としてもわれわれで守り抜くといふ

ことで日夜研さんに努めておるといふふうな状況でございます。

○中井委員 私はここまで言うつもりはなかったのですが、あそこにおります同僚の山本議員がどうしてもこれを要望、質問せいで、こういうことであります。といいますのは、たとえば二十五日のデモに向けて全国から機動隊の人たちが動員をされる。空港警備隊だけではとうてい守り切れない、そしてこれからのいろいろな闘争が始まる、その人たちがずっと全国から寄せられて空港を守る、あるいは空港工事の着工というものを守っていく、こういうことであります。それなのに成田の先で寝泊まりしておるのは非常に待遇が悪くてかわいそうである、こういうことでございます。私も現実はどういう困難な待遇の中でがんばっておられるのか定かではありませんが、ぜひそういった待遇改善の面でも御努力をいただくように切に要望いたしておきます。

先ほどの運輸省の松本航空局長の御説明の中にございました騒音対策の点、少し質問を申し上げたいと思います。

現在つくられました第一期工事の空港、完了しました空港、その中で一種、二種、三種、それぞれ騒音の予想される量によりまして対策がとられているようでありますが、これらの諸対策の進捗ぐあい、騒音対策の進捗ぐあいはどのようなものでありますか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○角坂参考人 全般的に騒音対策の現在の進捗状況でございますが、もう御承知と思いますが、騒音対策といたしましては学校の防音工事、住宅の防音工事、それから騒音の特にひどい方の移転、それからいわゆる電波障害、これは騒音じゃございませんが、一応電波障害というふうなものがございまして、現在までに学校、病院等につきましては全体の七十四のうち五十九実施いたしております。それから騒音地区にいわゆる共同利用施設と申しますか、防音工事を施しました一般の皆様が共同にお使いになる共同利用施設が現在までに三十四戸実施いたしております。それから住宅で

ございますが、これは第一種区域の住宅で八百七十戸対象がございまして、そのうちでいわゆる従来県並びに公団でやりまして一室ないし二室の改造とかあるいは改修等によりまして防音工事を実施いたしましたものが五百五十でございまして、残念ながら昨年の十二月の環境基準の中間目標の達成までには二百三十七戸がまだ防音工事をやらないで残っております。そのほか家屋移転につきましては、全部で三百三十四戸が移転いたしました。なお現在のA滑走路の關係で三十四戸がまだ未移転でございます。それから騒音というよりもいわゆる開港後起きた電波障害対策につきましては、一つはフラッター現象の防止でございますが、これは現在までに約一万二千五百本のフラッター防止アンテナを立てておりますし、それから電話の難聴対策といたしましては、三百六十三戸に電話機をかえております。

以上が概要の数字的な現在までの騒音対策事業の実施状況でございます。

○中井委員 その一種の防音対策の八百七十戸必要な中、五百五十戸しかできていないというのはどういう理由によりますか。

○角坂参考人 私どもこの防音工事の家に毎日のように行っておりましたわけでございますが、開港前にはほとんど大多数の方が、開港して音を聞いてから考えたいというのが実は大部分でございまして、それからもう一つ、一室や二室じゃもうだめなんだから、全室防音工事をやれという、全室ならすぐやるよ、こういう御要望が大部分でございまして、残念ながら二百三十七戸は御同意を得られなかったということでございます。

○中井委員 ちょっと私、いま資料がなくてあれなんです、過日フランスの国会議員五人の方が国会を訪問されました。私も公害の委員会の理事と懇談をなさいました。そのとき、たしかフランス社会党の国会議員さんだったと思うのであります。東京へ着いて何が一番びっくりしたかという、自動車騒音が静かである、このようにフランスの公害対策のメンバーがバリーに比べて言われた

という話でございます。私もびっくりいたしまして、私も田舎から出てきてまして、東京というのはいくらなるさいところはない、このように考えているわけでありまして、いろいろであります。したがって、たとえば成田空港における騒音というものの、まあ国際的な基準というものが決められておるわけでありまして、その地区その地区の人が感じる騒音というものの、これで騒音対策を行っていくのか、あるいは国際的な基準というものの中で対策をしていくのか、そして、現在八十五以上という形で対策をしておるのを将来八十五あるいは七十五という騒音のところまで段階的にやっていくのか、そういったことについてお尋ねを申し上げたい、このように思うわけでございます。

実は私どものところへも、千葉県じゃないに隣接の他の県からずいぶん、あそこへ空港ができたために騒音がうるさいんだ、対策をとってくれ、こういう要望が来ております。しかし、現実には公団あるいは地元ではありますと、基準に達していない、こういう問題があつてなかなかじくじく落ちてくるといふ言葉はどうかかわりませんが、附に落ちない、地元の人たちにとつても附に落ちない問題があるわけでありまして、そういったことに対する公団あるいは運輸省のお考え、こういったものを聞いてまいりたいと思ひます。

○松本(操)政府委員 いま先生国際基準によつてと仰せられました、実は環境庁が空港周辺の環境基準というものを去る四十八年に出したわけでございまして、このときにどういう単位を使つてはるか、これがいまお話しにございました住民のはだで感じる感覚とその数字的にあらわしたものが合うか合わないかということになるわけでございまして、環境庁の方で相当の期間をかけて御議論の結果、ICAOで採用しておりますWECPNLという長い名前の単位を使うことになった。これで、五十三年の時点におきまして、八十五というのが一つの目標になりました。五十八年におきましては、七十五というのが目標になります。

そこで私どもが考えましたのは、成田空港というものはもとと農村地帯でございますので、飛行機が飛んでおりません時代には非常にのどかな環境であつたわけでございます。そこに空港ができてジェット機が飛ぶということになるわけでございまして、それだけに、いま仰せられましたように、騒音対策というものにこそ力をいれるべきであるという心構えで取り組んだつもりでございます。先ほど公団の角坂理事からお答え申し上げましたように、遺憾ながら、当初の段階におきましては、一室二室というふうな制約、あるいは航空機の騒音というもののついでどうもよくわからないというふうな御意見等もあつて、結局は残した形になつて開港してしまつたわけでございます。

そこで、私どもは次の段階として、やはりどうしてもいまのような形の工事でだめなんで、全室防音工事と申しましうか、家ぐるみ防音工事ができるような形にすべきであるということ、国といたしましては、実は五十四年度の予算からこの方針を取り入れるということで、いま予算をお願いしておりますわけでございますが、成田空港につきましては、五十三年度の中からもうこれに手を付けようということに踏み切りました。それと同時に、七十五という数字は五十八年が目標でございます。そこで、先の方針を掲げて遅々としてそれに到達しないというふうなことでは、また地元の方に対して非常な不信を買うことにもなるし、御迷惑をかけることにもなりますので、ちょうどその八十五と七十五の間の八十というところを一つの中間目標に置きまして、これを来年中ぐらいには県の方と十分御相談の上、線引きをするところまで持ち込みたいと考えております。当面の目標を八十五というところに置きまして、いわゆる全室防音という形でこれに取り組むようにしてまいりたい。こういうことを精力的に行うことによりまして、いろいろな御指摘のありましたような点にきめ細かな対応ができるようにぜひやっていき

まず二期工事関連ということでございます。B滑走路、C滑走路を含めて騒音コンターあるは線引きをどのようにするかということになりまして、これについては二通りの考え方があるわけですが、これについては二通りの考え方があるわけでございまして、一つは、従来の騒音防止法に基づく線引きをどうするかという問題でございまして、A滑走路については現に八十五の線引きがす。A滑走路については現に八十五の線引きがあり、先ほどお答えしましたように八十、やがて十五と持っていく。これと同じ考え方で、B滑

ンターはコンピュータで書きまします地元に発
いたしております。騒防法に基づきまして、仮に地
音工事をやる区域はどの区域であるかという区域
の告示まではいたしておりませんけれども、大体
もしBランが使われるようになった場合には、ま
はりこの付近は移転対象になるであらう、この
近は防音工事をやるだらうという、住民の皆さ
が今後の生活に対しまして一応の腹づもりを固

A、B、Cが完成して使うという前提条件のもとに、特に先ほど航空局長から御答弁いたしましたように、騒特絡みで六十三年度のいろいろな予測をいたしまして、どういう騒音コンタールになるかというのを現在コンピュータに入れていろいろ作業中でございますが、まだこれを正式に出すという段階までは至っておりません。

○中井委員　六十三年になるのですか。

また政府の強引な見切り発車開港のために地元市町村や住民にさまざまな問題が山積している現状であります。空港が開港した現在、この成田財税法がまさしく地元市町村や住民の生活環境上の諸問題を解決するために有効に働かなければ、これは私たちが指摘しましたように、空港建設を強引に進めるための便法にとられても当然のことになるわけです。

そこで、政府は、今回の改正で成田空港周辺市町村、ひいては周辺住民の生活環境の改善をどのように実施しようとしているのか、基本的な問題について自治大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○森岡政府委員 本法制定以来十年間、各種の公共施設の整備を進めてまいりました。それを大きく分けると、空港に直接関連する事業、たとえば都心へのアクセス道路でありますとか、あるいは総武本線の複々線化でありますとか、そういう直接関連する事業、第二は、周辺のいわば生活関連施設、市町村道、上下水道、消防施設というふうなもの、第三は、地域の振興事業、これは主として土地改良による農業基盤の整備の事業だと考えます。

これらにつきまして進めてまいったわけでございますが、先ほども申しましたように、一部の事業について残事業が残ったということ、それから新たな市町村道でありますとか消防施設でありますとか、あるいは京成線の延長でありますとかいうふうな事業の要請が強まってまいりました。それらを含めまして残事業を完全に実施いたしますと同時に、新たな要請につきましても、地域の生活関連施設や地域振興整備につきましても十分見込んで計画を策定する、その実施を通じて地域住民の福祉の増進を図っていき、こういう考え方でこの法案の御審議をいただき、その上で事業計画の決定をいたしたいと考えておる次第でございます。

○柴田(陸)委員 この財特法に基づいて空港周辺地域整備計画が定められているわけですが、それぞれの事業はどういう進捗状況であるわけですか、お伺いします。

○森岡政府委員 事業別に区分してかなり細かいのでございますが、つけかえ道路あるいは地域開発道路につきましては、五十五年度ないしは五十七年度に完了見込みということでございます。それから河川につきましては五十七年度、上水道、公園緑地のような生活環境施設につきましては五

十八年度、教育施設につきましてはおおむね五十九年度から六十一年度までの間、消防施設につきましては五十六年度ないし五十七年度、農地及び農業用施設、いわゆる土地改良事業、これが一番日がかかりまして六十三年度までかろう、こういう現段階の見込みでございます。

○柴田(陸)委員 いただきました資料によりますと、成田空港の利便のための高速道路や鉄道などはほとんど完成している。しかし一方では、周辺住民の生活環境整備に関するたとえば小学校や中学校建設は、学級数でそれぞれ三五、四〇%という現状であるわけですが、これはどういう理由に基づくものですか。

○森岡政府委員 事業別の現在の進捗率をあらわしたところで、確かに御指摘のように、たとえば小中学校のような教育施設が占めておりますが、ただ、これはそのものになります成田ニュータウンの建設自身がかかりおくれしております。そういうことが原因となっております。これは、私どもは、ニュータウンの建設あるいは住民の増加に応じておくれまいように、それに見合せて教育施設が整備されるように市町村にも指導いたし、努力してまいりたい、かように思います。

○柴田(陸)委員 結局、生活環境整備の方が非常に置き去りにされているという現状ではないかと思っております。残事業は、ほとんどが県や市町村施行のもので、国の直轄事業、それもこの空港関連事業はほとんど完成しているわけですが、現在の地域整備計画を事業費別に全事業費に占める割合という点から見ますと、鉄道が三五・二%、都心への連絡道路が二五・八%というふうに、交通アクセスだけで六〇%という実態であります。一方で、生活環境施設はと見てみますと、下水道が五・八%、これが最高で、小学校は〇・六%、中学校が〇・四%、さきめて少ないわけですが、こうした地域整備計画における投資の実態、道路なんかは比べてみましてこの生活環境の問題、この違い、この投資の実態について自治大臣はどのように考

えていらっしゃるか、お伺いします。

○森岡政府委員 全体の計画の中での直接空港に関連する事業あるいは生活環境施設の整備事業、地域振興事業と分けた区分につきましてはいまお示しのとおりでございますが、私どももその点につきましているいろいろ検討いたしましたし、また県や市町村がそういう観点から、今回この法案の延長を機にいたしまして新たな事業の追加を要請してまいられたわけでございます。

今回追加いたします予定の事業は、空港直接関連の事業については追加はございません。いわゆる生活環境施設につきましては三百二十八億円の既定計画に對しまして五百七十七億円のことで伸び率を五七・六%というふうに増額をする。また成田用水関連、その他の地域振興整備事業につきましましては八百八億円の現行計画を千二百十二億円ということで五〇%程度の伸びに相なっているわけでございます。生活環境施設や地域振興という地元にとって一番大切な事業の大幅な増額を新たな計画では見込みたい、かように考えている次第でございます。

○柴田(陸)委員 要するに、空港関連事業そのものはほとんど完成をしておりますし、残されたものは周辺住民の生活環境施設や教育施設、農業用施設ということになるわけですが、これらの施設を早期に実現するために、いま財政的な問題について言われましたけれども、これを進めるために必要なのは、国の負担割合の改善ということが必要であると思っております。成田財特法は第三条で、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。」というように定めてあって、別表に国の負担割合を定めております。この規定は、国の負担又は補助の割合の特例、特例という意味です。当然現行の一般法律の負担割合を上回るべきもの、法律の趣旨はそういう趣旨であるように理解するのですが、この点はいかがですか。

○森岡政府委員 各事業につきまして特例補助負担率を別表で掲げておりますが、それはまさしく御指摘のように通常の補助負担率を超えた高率の

補助負担率を定めているわけでございます。

○柴田(陸)委員 ところが、成田財特法の成立以来すでに十年が経過しているわけですが、この間高度成長政策の推進、これに基づく地方財政の危機というふうないろいろな問題がありまして、そういう中で幾つかの補助制度の改善がなされてまいりました。下水道では流域下水道で四分の三、公共下水道で三分の二、いずれも成田財特法による国庫負担率よりも高いものになっていくわけですが、財特法では従来それぞれ二分の一、十分の四というものであったのが、高率負担にするために十分の五・五、十分の五というふうに変わってまいりました。法の趣旨からすれば下水道などは現行の負担より高率にすべきであるというように考えるのですが、この点についての御見解をお伺いします。

○森岡政府委員 それぞれの事業につきまして、先ほど申しましたように通常の補助負担率よりも高い補助負担率を設けているわけですが、お示しのように、下水道についてはこの法律を制定いたしました後に下水道の補助率が引き上げられました。この点につきましましては、この成田財特法だけではございませんで、その他新産とか工特とか、いろいろございましてけれども、それらにつきましても下水道の補助率を大幅に引き上げたものでありますから、これは改めるといって他の特例法についてもいたしておりません。

なお、この成田財特法の補助率の引き上げの内容は、他の後進地域のかさ上げあるいは新産、工特の補助率の引き上げ、首都圏等の補助率の引き上げに比べますとかなり高いものになっております。沖繩及び奄美の補助率の引き上げに次ぐ他、その結果、全体としての通常の補助負担率の場合に比べますと約二割弱の補助率の引き上げになっております。ちなみに後進地域の財特法では平均で一七・六%、新産、工特は平均で一二・五%、首都圏等は平均で九・八%という程度でございますので、政府といたしましてはこの引き上げにつ

いはかなり配慮いたしたというふうに考えておる次第でございます。

○柴田(陸)委員 小中学校の国の負担割合では、児童生徒急増市町村に対する国の負担割合の特例というのがあります。これによりますと、校舎や屋内体育館とともに用地費の補助の特例があるわけですが、現在の小中学校の建設の事情からして、国の負担割合をこうした特例並みに改善すべきだというように考えるのですけれども、その点についてはいかがですか。

○森岡政府委員 人口急増地域に対します用地費の補助、これは御承知のように一年に何校も一遍につくらなければならない。それも従来ある用地に建て増しをするというのでは間に合わないというふうな、大変激しい地域構造の変化というのに対して、用地費補助がなくてはならないものではないかというところから出てきた問題でございます。

で、成田市は人口急増地域に該当しております。したがって成田市につきましてはこの用地費補助の適用の対象になるわけでございます。その他の町村につきましては、もう少し様子を見なければならぬと思っております。現段階ではそのような教育施設を年に幾つも急速につくっていくことは出来ません、こういう事態になるという予測はいたしません。この点については、しかし、実際に応じているという点については、地方債におきまして政府資金を全額充てることにいたしましたので、地方債措置等も通じまして適切な財政運営に支障がないような対策を講じてまいりたいと思っております。

○柴田(陸)委員 要するに、法律を十年間延長しなければならぬ。それは特にそうした生活環境設備のおくれ、これが非常に激しい。それはやはり国の補助が少なからぬという問題があるから、いままで指摘してきたところで、

私たちは成田市、芝山町、富里村など周辺市町村を調査してまいりました。さきの下水道を例にとりますと、成田市では今回の法の延長に伴う地

域整備計画の見直しで三里塚公共下水道が四十六億円ということに認められました。市当局の説明によりますと、これを単純に十年で割れば約五億近いペースの投資ということになります。問題は、この五億が現在の成田市の下水道事業とは全く別枠でつくのかどうかという問題であります。この点、建設省の方にお伺いいたします。

○遠山説明員 三里塚の公共下水道計画につきましては、今回の法律改正を待ちまして新たに新東京国際空港周辺地域整備計画に入れていくという予定でございます。それで、今後はこの計画に基づきまして重点的に整備していく方針でございますので、当然優先的に配分をいたす予定でございます。

○柴田(陸)委員 そうすると、このいまの四十六億円というのはやはり成田市全体の下水道に対する予算ということになるわけですか。

○遠山説明員 御質問が内示の仕方かどうかというふうにもとれるのでございますが、われわれ成田市に対して補助をいたしておりますので、その補助の中心として積み上げてまいります際に、三里塚というのを別途に考えて積み上げていくということでございます。

○柴田(陸)委員 どうもはつきりしないのですけれども、成田市では現在成田市市街地の下水道事業を実施しているわけですか。これが事業費ベースで年間四億というところであります。市の方の説明によりますと、建設省に行く下水道事業全体でどうこうということになる。こうして総枠で幾らということになる、一方は期限つき事業、他方は一般公共事業ということになって、どうしても三里塚公共下水道を優先しなければならぬ、市街地の方は後回しということ、おくれが出てしまふ。そういう意味で、あくまでも別枠で事業費をもらいたい、こういう要求が出てきているのです、これについて自治省はどういうふうにお考えでしょうか。

○森岡政府委員 各省庁それぞれ内容を詰めていただいたわけでございますが、私どもは、成田市

の通常の市街地における下水道事業とこの三里塚地区の分と、これはやはり区分してやっていただきたい。しわ寄せを受けるということになりますと、やはり成田市でも困ると思っております。その点につきましては私どもも建設省に適切な措置をお願いしてまいりたい、かように思います。

○柴田(陸)委員 成田財法が成立したときに附帯決議がつけられました。その中に「毎年度の事業の施行に際しては、関係地方公共団体と緊密な連絡をとり、適切な財政、金融上の措置を講ずること。」というふうなことがござります。成田市の要望のよう、地域整備計画に盛り込む事業には別枠で対処すべきであると考えますが、ここはひとつ自治大臣の御見解を承りたいと思っております。

○森岡政府委員 先ほども申しましたように、各省庁それぞれにわたる事業でございますが、全体の補助金、負担金の予算の中で別枠と申しましては、この事業計画に盛り込んだものにつきましては優先的に採算をさせていただくことはもう十分話し合いがついておるわけでございます。問題は、それによって同様の事業が、その市町村において通常実施いたしますものがしわ寄せを受けるということになる。これは当然市町村としては懸念するところでございます。各省庁につきましましてその点についてのお願いを十分してまいりたい、かように思います。

○柴田(陸)委員 いままで地域整備計画が空港関連事業に重点が置かれてきたということは、いままでの経過から明らかであると思っております。これからいよいよ周辺住民の生活環境整備に本腰を入れるべきときであると思っております。この点、四十九年八月の航空審議会が規定しております、周辺地域計画は関係地方公共団体が策定し、国はその調整と協力をするという立場をしっかりと踏まえて対処すべきであると思っております。この点についての御見解をお伺いします。

○松本(操)政府委員 地元のいろいろな要求を十分に踏まえた上で作業を進めるべきは当然であらうかと思っております。いま先生おっしゃるようなこと

を念頭に置きながら、今後の作業を進めるに当たって誤りなきようにやってまいりたい、こう考えます。

○柴田(陸)委員 今回の法律の延長と同時に、地域整備計画で五つの事業が認められることになりました。現計画も、事業の進展に伴い、計画が見直され、追加されてまいりました。周辺市町村を調査しても、富里村などでは上水道、成田市でも農業利用施設、公園、そういった希望も出ています。これはいずれも国の負担割合の特例はありませんが、計画の中に指定してもらいたい、こう言っているわけですか。法の延長とともに、計画も十年延長されるわけで、この間、中間的に見直すことも必要であらうかと思っております。自治省としては、こうした地元市町村の要望に沿って整備計画を毎年見直し、地元の要望を加えることも考えるべきであるというふうに思うのですが、大臣はいかがお考えですか、お伺いします。

○森岡政府委員 この事業計画は、千葉県が関係市町村の意見を十分伺いまして、それを集約して案をおつくりになって政府に持ってきていただいております。私どもで関係省庁とこれまた綿密な協議をいたしまして決めたもので、現段階では、千葉県当局はこれで地元の要望は十分充足しております。こういうことでございます。私どももいたしましては、少なくとも現段階はこれで網羅的な事業計画ができるものと思っております。したがって、将来におきまして何かこれをまた修正する必要があるという感じはいたしません。

ただ、しかし、先ほどもちょっと申し上げたこととでございますが、世の中いろいろ変わっていくわけでございますから、大きな変動がありまして、これはやはりどうしても必要だという時点においては、私どもも政府部内で関係省庁と十分話し合って適切な対処をしていきたい、かように思います。

○柴田(陸)委員 次に、成田空港の今後の見通しと騒音対策に關連してお伺いしますが、成田空港

は現在A滑走路だけで、今後の政府の対応が注目されておりますし、この法案審議とも密接にかかわる問題でもあるわけです。

まず第一に、三月六日、森山運輸大臣が二期工事年内着工ということを閣議で発言されておりますけれども、この真意をお伺いしたいと思っております。

○松本(操)政府委員 運輸大臣が閣議後の記者会見として話したことが非常にセンセーショナルに報じられたわけですが、大臣の真意というものは従前と何ら変わるものではないと、私も思います。すなわち、従来の国会における答弁なりあるいは所信表明の中におきまして、成田空港というものの将来を考えた場合に、りっぱな国の玄関たり得る空港としてその整備をできる限り早く進めていかねばならないが、その前提として、従来の経緯もあり、十分に地元の皆さんの御意見も伺い、その理解と協力を得て適当な時期にそれらの着工をするようにしたい、こう申し述べてきたわけですが、それがたまたまマイラクの航空協定が閣議で承認されたことに関連をいたしまして、成田というものが現在一応スムーズに動いてはいるものの、こういうふうにならぬに参入してくるところもあるし、いろいろ問題もあることでもあるし、成田について関係関係各位の御協力を願いたいという趣旨に含めて大臣が発言されたことが伝えられたわけでありまして、したがって、事態といたしましては、あるいは大臣の考え方をいたしましては、あくまでも地元の意見を十分に尊重しつつ従来お約束したことをやっていくということを前提に適当な時期に二期工事に着工するようにしたい、こういう考えに変わりはないというふうに私は考えております。

またように、成田空港というものの将来を考えました場合には、地元の発展ということが必須不可欠の条件でございます。したがって、成田の空港に当たっていろいろと地元とお約束をしまいたことがございます。これらを誠実に実行していくこと、第二には、現在成田空港が運用されていることに伴い、騒音その他の問題において依然として御迷惑をかけていることも事実でございます。ですから、これらを新しい、たとえば全室民防といったような方法にのっとりましてなるべく早い時期に解決するように努力をしていくこと、第三には、第一の問題との関連もございすけれども、成田周辺において、たとえば昨年十二月閣議報告をいたしました農業振興策のようなものを地元の方の意見を十分に承りながら具体的な施策として実行に移していく、こういうふうなことの積み重ねによりまして周辺住民の方々、市町村及び県それぞれが国の意図というものを十分に理解し、成田空港の将来あるべき姿についての相当の理解を示されたという時点において次のステップに入っていく、つまり二期工事の具体的な作業に入っていくというふうなことになるかと考えております。

○松本(操)政府委員 現在、反対派農民は十七戸と伝えられております。しかし、地元周辺の住民は想像以上に、いわば運輸省や公団の説明以上の騒音に對して、運輸大臣の発言が新聞で報道されて大きな戸惑いを見せております。

大塚空港公団総裁は、さきの予算委員会でも、「二期工事の計画の中で周辺の環境対策についての計画等十分御説明をいたしまして、その理解と協力を得て二期工事をやる」という回答をなさっていらつしやいます。二期工事の実施には関係市町村の同意が前提条件の一つと理解してよろしいのか、お伺いします。

○大塚参考人 御指摘のような御答弁を申し上げたことを記憶をいたしております。現在もその考えに変わりはございません。地元の理解と協力を得てやるということにしたいと考えております。

○松本(操)政府委員 この二期工事の実施に当たっては、地元市町村及び周辺住民の同意、理解ということがどうしても必要であつて、そういう意味ではまさに民主的な再検討が必要であるというように私は考えるのですが、また現在のさまざまな騒音対策、周辺対策が十分に住民本位に実施されないまま二期工事というふうなことが云々されますと、またさらに地元住民を混乱させることになるわけですね。また、現在審議されております成田財特法がこうした二期工事実施のためにまたあるべき食糧を食ふというふうなことであれば決してならぬというふうに思うわけですね。この点、運輸大臣の発言ではありますけれども、自治大臣は同じ政府の一員としてどのようにお考えであるか、お伺いしたいと思います。

○蔵谷国務大臣 先ほど来お答え申し上げておりますように、私は、やはり県、市町村、それから地元の住民、こういう関係者と十分話し合いをして、その理解と納得のもとに仕事を実行していくということが基本だと考えております。

○松本(操)政府委員 次に、騒音対策について幾つかお尋ねいたします。

現在、成田空港の発着コース及び県内飛行コースのずれが大きな問題となつておつて、住民の窓口となつております市町村当局に混乱を生じさせております。この点、運輸省はどういう調査をし、どういう対策をとつておられるのか、お伺いします。

○松本(操)政府委員 飛行コースのずれにつきましては、当初の段階において、御案内のような無線誘導装置の使い方に關するものがございまして、この点につきましては、直ちにノートゥムを再発行いたしましてその趣旨の徹底を図り、コースずれをさせないようにあらゆる努力を払つてきておるつもりでございます。

次の段階といたしまして、主として千葉県内、一部茨城県内においてもすでに公表されておるコースと違うコースを飛行機が飛んでいるのでは

ないか、こういう御指摘があることは私も承知をいたしております。これに関連いたしまして、必要によつては私も現地に伺ひ、関係の町あるいは村等の方とお会いをいたしまして、具体的な問題あるいは飛行機のパイロットの問題、いずれに問題があるのかという点についての技術的な検討を行つております。

現時点においてお答え申し上げることができませんことは、パイロットは努めてあらゆる無線施設を活用しつつコースからずれないように飛行しておる、このように私どもは考えておりますが、ただ、管制の都合上、航空機と航空機との間の安全間隔を設定いたしますためにレーダーを使いましてコースをある程度振つて飛行機と飛行機との間の間隔を設定するという、レーダーベクターと呼んでおりますが、こういうような管制上の手法を使うことによりましてコースを逸脱するということが全くないとは申せません。したがつて、このような場合は、やはり航空機の安全のための操作でございますので、これをやらないわけにはまいりませんけれども、その場合であつても、地上に及ぼす騒音を可能な限り減少させるという意味で、たとえば少なくとも千葉県からお申し越しのあった六千フィート以下においてそのような操作をしないようにするとか、あらゆる技術的な具体的な問題につきまして繰り返し現場の管制官に趣旨の徹底を図つてきております。

したがって、今後ともコースのずれを皆無にするということは、航空機というものが空間を飛行いたしますものであります以上、あるいはまた航空機と航空機の接触を事前に察知いたしまして管制上の措置をとらねばならないという安全上の要求がありますからには、皆無にするというふうなことを私ここで申し上げるほどの勇み足と申しますか、そこまでのことは申し上げかねますけれども、しかし、あらゆる努力を今後とも払うことによりまして、あらかじめ皆様方に申し上げてあるコースからずれることが極力ないよう

に、仮に万やむを得ざる事由によつてずれることがございまして、騒音等の影響が地上に及ぶことのないように、技術上できる限りの配慮をしまいたい、このように考えております。

○柴田(陸)委員 ここに下総町の広報があるので、これによりまして、発表されたコースに關係なく飛行することが多くなつて、これまでも飛行コースの厳守について国や公団にずっと要望をしてきた。特に夜間の飛行コースのずれは、騒音被害の拡大とあわせ家族団らん時のテレビ障害が町内全域に広がっているとしていたわけですが、この事実を知つていらつしやるかどうか。そして全域に広がるという原因、それに対する対策をお伺いします。

○松本(操)政府委員 下総町からそういうお申し越しのあることは十分に承知いたしております。私もまた現地において関係の方とお話し合ひをさせてもおります。

その原因でございますが、先ほど私がお答えいたしましたように、これは銚子へ向かつて出発する、北へ向かつて出発いたします航空機につきまして安全確保のための間隔をとります必要上、やむを得ずレーダーを使つて航空機をある程度コースからずらして振るといふ操作を行わざるを得ないことによるのではないかと、このように思ひます。しかし、こういう事態の発生がなるべく少なくなるようにということにつきましては、これも先ほどお答えいたしましたように、現地の管制官に対しては繰り返し教育訓練を徹底させるようにしておるわけでございます。この場合、恐らくテレビのフラッターであろうかと思ひますが、これが起こるということは、あそこら辺の場所が東京タワーから非常に距離が遠うございまして、電界強度がかなり低いということが原因のようでございます。したがって、先ほど別の委員の御質問に対して公団側からお答えいたしましたように、フラッター防止アンテナというものを御要望に応じ鋭意設置することによりまして相当程度効果は上げておるといふふうに私も考えてお

りますが、なお、今後ともこのようなフラッター防止アンテナが有効適切であるのか、あるいはその他もう少し技術的に高度の方法をとつた方がよろしいのかどうかということにつきましてテレビの方の専門家とも現在いろいろ話をしておるわけでございます。そういうものも踏まえて具体的な対策がなるべく早くとれるように措置してまいりたい、このように考えております。

○柴田(陸)委員 下総町だけではないわけでありまして、銚子へ抜ける佐原市でも飛行コースのずれによる騒音の拡大は大きな問題になっております。佐原市が調査した市内上空の飛行コースを書いたものですが、本来の飛行コースに対して佐原市全域、いろいろなところを通るということ、これを見ますと、非常にひどいということを感じるので、公団が説明しました飛行コースどころか、これは市内の全域にわたつてコースずれが起つております。専門家に聞きますと、ノータムの航空路は四、五キロのずれは技術上やむを得ないものと聞きますけれども、これはそれをほかに超えているわけですか。佐原市は北から南まで約十二キロあるわけですから、その十二キロ全域に広がっております。

運輸省は、佐原市に対して市街地で六十ホンという説明をいままでされてきたけれども、現在は市の調査でも最高で八十ホンということでありまして、こういう騒音被害の拡大についてどういう対策をとられるのかお伺いいたします。

○松本(操)政府委員 佐原市について六十ホン程度というふうな御説明をしたことは事実でございます。これは銚子へ向かつて一定のコース上を一定の高度を保つて飛ぶという通常の飛行をする場合のことを前提に考へて御説明をしたわけでございますが、いま御指摘がございましたように、佐原市におきましてもやはり必要によつてはレーダーを使つて間隔設定をするという作業をやらざるを得ない場合がございまして、しかし、この場合も先ほど来繰り返し申し上げておりますように、六千フィート以上の高度において、これは千葉県

のお申し越してあつたと理解しておりますが、六千フィートの高度においてなるべくそういつたことが起こらないようにということに心がけておるわけでございます。したがって、今後の推移を十分に見守りながら、私どもの方としてもできる限りの技術上の工夫をこらしていきたいと思つておりますが、市の方とも御相談しながら、現実におつちやうな何らかの対処すべき騒音公害がもし起つているとすれば、それに応じて何かの措置をとらねばならないかと思ひますが、現在の環境基準から類推いたしますと、私どもは環境基準上直ちに何らかの手段をとらねばならないようなところまでの御迷惑はかけていないのではないだろうか。ただし、時間帯によつては、あるいは場合によつてはせつかく皆さんが御団らんのときに非常に大きな音で飛行機が飛んでいくというふうなことがあつて、受け取る住民の側からは非常に心外、不愉快というふうなことがないとは申せないと思ひます。したがって、現状でよしというのを申し上げておるのではありません。今後、われわれとせつかく工夫をしながら今後の状況をよく見きわめ、市の方とも御相談しながら具体的な方法についてはこれから十分に検討させていただきます。このように思ひます。

○柴田(陸)委員 もう一つ、住民の調査では、韓国行きのコースについて、本来は茨城県の上空で一回旋回して空港に再び戻つて東南アジア方面へ抜ける航空路ということになっているのに、実際は百里空域との関連から旋回半径を大きくとつて佐原市の上空を通過して東南アジアへ抜けるものがある。これを秘密コースというようにも言われているわけですか。このことは新聞でも取り上げられたわけですが、運輸省はこの事実を調査をされたことがありますか。

○松本(操)政府委員 これは別に秘密コースといつたようなものではございません。また百里空域と直接的な關係があるというわけでもございません。一たん北の方に離陸いたしました飛行機を適当な高度で回れ右をさせまして、再び成田の上

空を通過つてから羽田の上空を通過つて西の方へ出していく、こういうコースがノータムの上にも設定されております。ただ、この場合、主として羽田の空域、成田の空域、これとの関連におきまして飛行機の遵守すべき高度、高さというもののついて一定の制約がございまして、航空機によりましてはあるいはパイロットによりましてはそのとおり飛行しておるわけでございますけれども、また場合によつてはそれと飛行機がたいいことを申す場合もあるようでございます。したがって、そういうふうな場合には、これも先ほど来申し上げております成田空港のレーダーを使つて安全確保にコースに乗れるような方法を講じてやるわけでございまして、その場合に多少旋回の半径が小さくなるとか、かえつて旋回する弧の長さが長くなるとかいうふうな変形が起ることがあり得るわけでございます。これを下からごらんになっていてそのようにおつちやうな飛行機ではないかと思ひますけれども、かれこれ開港後一年になろうとしておりますので、これもいま私どもとしてもいろいろな知識、ノウハウを積み上げてきておりますので、そういうふうなものを十分に踏まえた上で、先ほど申し上げましたように、今後技術的にどう解決するかというのをこれから詰めるようにしてまいりたい。そしてもし必要があれば、地元の皆様方にも十分に御説明をし、その点について御納得を得られるような努力もしてまいりたい、このように考えております。

○柴田(陸)委員 この点はきちんと調査すべきだと思ひます。

伝えられるところによりますと、二月十六日の騒音対策委員会運輸省、空港公団はコースずれをコンターに加味していきいたことを話し合つたというように聞いていたのですが、これはコンターの見直しをするというように確認してよろしいのかどうか、お伺いします。

○角坂参考人 現在八十五のコンター、WEC P N Lの一種を八十に広げるように作業中でございます。その際に、先ほど航空局長からいろいろ御

答弁申し上げましたように、現実にはコースのずれがございまして、騒音対策上は、空港の周辺でございまして、滑走路の延長約八キロにアウターマーカーがございまして、この場所におきまして左右と申しますか東側、西側のずれを調査いたしております。そのずれが現実にあるわけがございまして、ずれていることを考慮に入れまして今度の新しい八十のコンターをつくらせている、こういう意味でございまして。

○柴田(睦)委員 電波障害の問題ですが、先ほど言いました佐原市、下総町は成田空港の飛行コースに当たるわけですが、ここで新たな電波障害が発生しております。空港公園ではこの事態をどのように把握しておられるのか。特に、この電波障害は開港前には全くなかったことであるわけですが、先に述べたようなコースずれによって電波障害も市全域に拡大しているという状況です。公団は公団の責任において調査し、電波障害除去の対策について責任を持って対処すべきであると思うのですが、この電波障害についての公団総裁の御見解を伺いたいと思います。

○大塚参考人 先ほど航空局長からお答えを申し上げましたように、あの地域は東京タワーから相当遠い距離にありますので、もともと電界強度が弱い地域でございまして、そこへ航空機からの放射電波が干渉を起しましてフラッター現象が起きておるといことは事実でございまして。そうした状況をさしあたり飛行コースの直下につきましては対策を講じたのでありますが、そのコースから多少外れている地域等についてはまだ十分な調査と対策が講じられておりません。これはわれわれとして至急調査をいたしまして対策を講じたいと思っておりますが、できることならば、やはり中継局をつくりまして電波を強くすることが基本ではないかと考えておられて、NHKあるいは民放方面とそういうこと等について目下話し合っている状態でございます。

○柴田(睦)委員 現在のコンターは七十五WEC PNL以上しか公表されておられません。下総町や

佐原市の対策はコンターの見直しだけでは困難であると思うわけですが、運輸省、公団は、成田空港の開港は半ば強引に事を進め、十分な騒音の実態、たとえば関西空港などで提示しております騒音分布図などを示して住民に納得してもらい、そういう態度に欠けていたと思うわけですが、ここに根本的な問題があると思うのですが、開港後一年経過した現在、こうした点を踏まえて、またコースずれなどの実態を踏まえ、広範囲の騒音分布図、騒音の実態を住民に示すことが必要であらうと考えますが、そういうお考えがあるかどうか、最後に伺いたいと思います。

○角坂参考人 予測のコンターは環境庁の基準によりまして七十五でございまして、現在実際に飛行機が飛んでおりますので、空港周辺はむしろ飛んでございまして、その他でもいろいろ実測をやっております。こういうデータを集めて騒音がどうなっているかというところは検討中でございまして。各地区の騒音は実際の測定値を集めておりますので、これをどうするかは別問題でございしますが、そのときにまた検討してみたいと思っております。

○柴田(睦)委員 それは調査をしているということだけですけれども、やはり住民に知らせなければいけない、そうすべきであるということをお願いして終わります。

○中山(利)委員 長代理 加地和君。

○加地委員 最初にちよっと自治大臣にお伺いしたいのでございまして。

〔中山(利)委員 長代理退席、委員長着席〕
森山運輸大臣が数日前に、二期工事の着工時期についてことしの十月ごろとっておられるわけがございましてけれども、成田空港建設のためにいろいろと骨を折っております千葉県なり地元住民は非常に戸惑いを見せておられるわけがございまして。過去十数年間の高い授業料を国も払っておられるわけがございましてけれども、地元住民の理解なしに一方的に時期等を設定してしまおうと第一期工事と同じような大混乱を起すかもしれないというこ

とも憂慮されるわけがあります。

こういう重要なことにつきまして、運輸大臣と自治大臣との間で二期工事着工の時期について事前の話し合い、了解はあったのでございまいしょうか。

○森谷國務大臣 運輸大臣から事前の話はございせん。あの日閣議で運輸大臣の発言を承ったのが初めてでございます。

○加地委員 そうしますと、当然閣議で決まったということでもないのでしょうか。これは自治省も関係しておられるし建設省も関係しておられるし運輸省も関係しておられる、多くの省庁にまたがることでございまして、こういう重要なことは閣議に諮った上での発言が当然じゃないかと思うのでございまして、どうでございまいしょうか。

○森谷國務大臣 先ほど政府委員から説明がありましたように、当日の閣議はイラクとの航空協定の件が閣議にかかったわけですが、それに関連しまして運輸大臣から発言がございまして、日本の飛行場に乗り入れをしたいと申し入れている国が、私は正確な数字は覚えておりませんけれども、何か三十数カ国とか四十カ国ある、そういう点を考えますと、成田の空港の整備を急がなくてはならぬ、客観的にそういう状況に迫られておるといふような発言をしまして、その後、したがって第二期工事は年内に着工するようにしたいと考えておる、こういう趣旨の発言でございまして。

で、いま御質問の、こういう重大なことを決めるのには関係各省あるわけがございまして、当然そういう省と事前に打ち合わせをして正式に閣議で決めるべきではないかと御指摘でございしますが、私もそのとおりだと考えます。あの日はただいま私が申し上げたように、運輸大臣としては第二期工事の着工を閣議で決めるというふうな準備も何もなかったわけがございまして、繰り返して恐縮でございしますが、イラクとの航空協定が閣議にはなかった、それとの関連でやはり第二期工事は急がなくてはならぬ、こういう趣旨の発言があった、閣議で決めてくれとか了解をしてくれ、

こういう意味の発言でございせん。

○加地委員 過去のいろいろな経過を見ておりますと、必ずしも各省庁、各大臣の足並みがそろっていないかったところにも予定より非常に早く決まりました。またいまも予定より早く整備計画案にしまして十年間延長になるといふのは、これは予定より十年おくれとおるというのを意味するわけがございまして、ただの時間のおくれだけじゃなしに、おくれに伴うところの過大の利息支払いに苦しんでおる関係者もたくさんあることでございまして、私はこれは実質的には国家賠償問題に発展してもいいくらい責任が国にあるのではないかと考えたりもするのでございまして、いざいざいたしまして、今後、閣議等で決定して、対外的に一部の機関が無責任に近いような発言をして空港建設の混乱に拍車をかけるということはないようにしてほしいと思うのでございまして。自治大臣も閣僚の一員としてこういう意見もあつたということは今後発言もせひしていただいて、ふんどうを締めて政府一体となつてかかってほしいと思うのでございまして、いかがでございまいしょうか。

○森谷國務大臣 御発言の趣旨には私は賛成でございまして。運輸大臣にも御趣旨の点を十分伝えます。今後いよいよこの実行に着手するといふような時期の選定は、関係各省十分に事前の協議をして、そして先ほど来からお答えいたしておりますように、地元の県、市町村、地域の住民といった方々との話し合いを十分にした上で着手するようには持っていきたい、このように考えております。

○加地委員 それじゃ次は、運輸省あるいは公団関係の方にお尋ねしたいのでございまして、芝山町の方で航空博物館というのをつくりたいということをおっしゃるようでございましてけれども、どんな内容であり、また工費はどのくらいか、入場料のどのくらいであり、入場見込み数とか収益の見込みとか、経営主体とか、完成の見込みとか、計画はどの程度具体的になつておるのかというのをちょっと教えてもらえませんか。

しょうか。

○松本(操)政府委員 開港に先立ちまして、芝山町の方から十一項目にわたる御要望がございました。その十一項目の御要望の中に、芝山町は成田空港の南側、つまり裏側に位置するところである、したがって、空港ができたことによるメリットと言わんよりは、むしろ騒音地帯が非常に広がるというふうなデメリットが多いのである、だから、芝山町というものが将来騒音対策だけで明け暮れたのでは過疎の村になってしまう、そういうことを考えれば、せつかく成田と隣接した芝山町としては、この際、航空記念館というふうなものをぜひつくって、それを一つの町の中心と申しますか、町の目玉商品と言葉が悪うございますが、そういうふうなものに盛り立てていきたいという強い要望がございました。おっしゃることいろいろごもっともでございますので、私もどうもいたしまして、そのようにせつかく努力をいたしたいと思いますというところをお約束したわけでございます。したがって、現在までのところは、芝山町長等を含めまして専門家の方々を委嘱いたしました、いままさに先生がおっしゃいましたように、航空記念館というふうなものは、どんな構想のものを、どこにどの程度の形でつくっていくかというのかというところを研究している段階でございます。昨年の十一月から十二月にかけては、何人かの方々は実際に諸外国の有名な航空博物館等も見せていただきましたし、そのレポートをもとに、さらに町の方からこの場所としてはどうかというふうな場所の提示も得まして、つい最近も二カ所について現地踏査をいたしました、いずれがよろしいかということも議論いたしました段階でございます。したがって、御質問にありますが、経営主体が何でということにつきましてはこれから決めていく段階にあるわけでございます。現時点においては、よくよくそういう基本的構想をまとめるための作業が軌道に乗ってきたという段階でございます。

○加地委員 朝日新聞に載っております記事によりますと、成田空港開港直前に、この航空博物館、また京成電車を空港から航空博物館まで延ばすというところについて運輸大臣のオーケーを取りつたというところになっておるのでございますが、これはただいま申されましたような漠然としたオーケーなのか、地元民はこれをもっていわゆる証文をもらった、約束をもらったと思っておる節々といえますか、実際そうなんじゃないかというところも思われるのでございますけれども、二期工事着工までにこの問題は片がつかなければいけない切迫した問題なんではないでしょうか。

○松本(操)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、十一項目のお申し越しの中にあったわけでございますが、この十一項目について運輸大臣の名前で御返事を申し上げております。したがって、オーケーが出たという言い方が適当かどうかは別といたしまして、運輸省といたしまして、お申し越しの件についてしかと受けとめておりますというところは、お約束をしておるわけでございます。先ほど御説明しましたように、目下鋭意具体的な案を策定するための準備を進めておるといふことでございます。

芝山鉄道と俗称されております京成の空港内駅から芝山の北の方まで二・七キロばかり電車の線路を延ばすということについても同様でございますが、これが二期工事までにできねばならないかどうかという点になりますと、これはいろいろとまだ地元の方と詰めるべき余地が残っておりまして、端的に申し上げれば、たとえば芝山鉄道の例で申し上げるならば、これはC滑走路の下にトンネルを掘っていきませんと、この鉄道路は地面に出てこないわけでございます。C滑走路にトンネルを掘るということは、すなわち、C滑走路について二期工事が可能であるという客観情勢が成り立たない限り不可能でございます。その上からも実務上からもできないわけでございます。したがって、どっちがどっちということでは

ございませんけれども、これができなければ二期工事に取つかれないというふうな地元の方で強くお考えになっておられるとも思っております。ただ、漠然と考えておりますというところではお約束が違ふと思っております。やはりこれは具体性を持って作業が進められておるといふ段階には立ち至っていないかなければならぬだろう、こういうふうな考えのもとにいま取り組んでいる次第でございます。

○加地委員 運輸省の方はいまのような理解のようでございますが、素朴な芝山町の方々は、いまのような漠然としたのか、しかと受けとめておられます、しかと聞きましてという意味にもとれまして、はいこのとおりやりますという意味にもとれぬこともないし、これから誠意を持って検討します、しかしその結果、いろいろと積算した結果だめなときはあきらめてくださいという意味のやらの、全く日本語というのは、便利なのか、問題を後に残しちゃうというのか、われわれ非常に不安感を持つわけですね。どっちにしても将来に禍根を残すような言葉になってやしないかというぐあいにも思われるのでございますが、その点芝山町の方も、金は出さなければいかぬとか、あかぬ話はいま局長がおっしゃったように理解しておられますでしょうか。

○松本(操)政府委員 私、しかと受けとめておりますとお答えしましたのは、しかと聞いたという意味とは非常に違うのでございまして、肝に銘じて受けとめておるといふ意味でございます。具体的に騒音対策と町の発展策というお申し越しに對しまして、「個別事項についても、可能な限り、要望の趣旨に沿うよう努力してまいりたい。特に、航空博物館の設置については、関係者と具体的協議を進めて、その早期実現を図る。」こういうふうにはっきりと文書でお答えをしておるわけでございますので、ただ、聞いておられるものでは決してございません。ただ、私、芝山鉄道を例示したのがあてはまる適当でなかったのかも存じません

けれども、C滑走路の下に穴を掘らなければこの鉄道はでき上がりませんので、したがって、そこに穴が掘れるということは当然二期工事ができるということ、まず穴を掘ってしまつてから二期工事というの順序としては非常におかしなことではないか。ですから、二期工事ができるような状態になれば、当然のことながら芝山鉄道についての工事も着工いたしまして、C滑走路そのものの工事と同時に進められている、こういうふうな御理解をいただいていると思っております。その点につきましては、町の方には十分に御説明を申し上げておるつもりでございます。

ただ、それが漠然とした考え方ではないけれども、たとえば芝山鉄道について申し上げますならば、具体的にコンサルタントに発注をいたしまして、経費がどのくらいかかるのか、それに対して公団として具体的にどの程度の寄与をしていくのか、あるいは第三セクター方式というものを考えようということになっておられますので、具体的にその第三セクターというものはどういふものかを考えていくのかというふうなことをもうすでに数回にわたって町を交えた、果も入っていただきまして、いろいろと議論をしながらその都度仕上がった状態を御説明申し上げておるといふのが実情でございます。

○加地委員 そうしますと、芝山町が十一項目、あるいは航空博物館あるいは芝山鉄道について金は一銭も出さなくてもよいという原則の上に立っておるのでしょうか。そういうところが非常に大切だと思ふのです。後でだまされたと思うか、あるいは自分たちの言い分を認めてもらつたと思ふか。私の記憶に間違いがなければ、芝山町は人口八千名ほどのところでございます。町の方で最小限度に見積もっても八十億から九億かかる芝山鉄道の一部分を負担するといふようなことはとうていむずかしい話のような気がします。また、それができ上がった後でいろいろな経常経費的なものをどうやって負担していくかということについても、芝山町の方で負担していくというふうな

ことが私は常識的に言って不可能じゃないかなと思うのですけれども、そこら辺の一番大事な金の問題については芝山町は原則的にどんな理解なんぞでございましょうか、十一項目について。

○松本(操)政府委員 町の方から直接、巨額と言わないまでも相当額の経費を出していただくというふうなことは初めからお話し合いの前提になっておりません。したがって、いまの芝山鉄道の例で申しますならば、八十億というふうにおっしゃいましたが、私もいま六十八億前後ではなからうかというふうに試算をしておりますけれども、その経費の中で町の方をお願いするのは数千万程度、第三セクターに参画していただくという意味において数千万程度はお願いできるのではなからうかということではお話し合いをしている状態でございます。

それから、航空博物館の方につきましては、これは先ほど来繰り返し申し上げておりますように、まだ場所も決まらず、したがって、建物の構想等もまだ決まっております。しかし、これもやはり相当の金がかかるわけでございます。これを芝山町が自分で出しているわけであるとすれば、十一項目の要求に対して運輸省がこたえたというには実質的にはならないわけでございます。そのうち、芝山町が何らかの形でその運営に参画するということは当初から話の中に出てきております。今後もうそういう方向でお話し合いを進めるべきかと考えておりますけれども、その建設費を相当の部分にわたって町に負担していただくというふうなことは考えておりませんし、芝山町の方もそのようには考えておられないというふうには私は思います。

○加地委員 また、第三セクター方式でこの計画を進めるといことで地元や専門家で調査委員会が発足されておられまして、先ほどお申しのように、外国視察もやられたようでございますが、これも新聞記事などでございますけれども、「ある専門家の調査委員の一人は「外国の博物館も赤字、あきらめさせるための視察だ」と言っているそうだが、

いかでございましょうか。この外国視察の成果は、相当前向きの方に進むようになってきておるか、いや、もうこれでは航空博物館よりももうちょっとほかの計画に振りかえてほしいというところになっているか、その点はいかがでございましょう。

○松本(操)政府委員 いま仰せの委員会と申しますのは、日大名誉教授の木村秀政先生を委員長にいたしまして十数名をもって構成している委員会でございます。

五十三年十月二十日に第一回の委員会を開きまして、十一月二十四日から十二月六日にかけて欧米諸国に行つて見てきていただきました。その後、暮れの二十五日、ことしになってから二月二十日、ついせんだつての三月十四日というふうな委員会を重ねておりまして、まだ最終レポートは出ておりませんが、決して、いまおっしゃいますように、あきらめさせるために見てきてもらうなどという不愉快なことではございません。

航空博物館というものについて、町の方も実は非常に漠然とした考えしか最初お持ちになっておりません。また残念ながら翻つてみますと、日本にこれぞ航空博物館と言えるようなものはないと、私にこれぞ航空博物館と申すものでは、科学博物館とか科学館とか、あるいは万世橋の鉄道博物館とか、ああいうところにつけたりとして飛行機が並んでいる程度でございまして、本格的な航空博物館というものについて私も自身が未知でございまして。そういう点も含めて、たとえばスミソニアンとかそういうようなものを見てきていただこう。そして、確かに赤字でございましょう。これは経営が相整うほどに入場料を取つたのでは趣旨に反します。この点は非常にむずかしい問題だと思ひます。それをどういう形で運営していくかというの、この委員の方々を含めて私も、いま非常に頭を悩ませ知恵をしぼっておるところでございますが、まだこれといった名案を得るに至っておりませんが、正直言つて、名案を得るに至っておりませんが、だからといってこれはお約

束でございまして、途中でやめてしまふというわけにもまいらないわけでございますので、何とか具体的ななまい方法を考え出して、最初は仮に小規模、中規模なものであつても、芝山にわが国唯一の航空博物館ありというふうな形に育てていきたいというふうに念願しておるわけでございます。

○加地委員 大体この二期工事の着工時期ということだと大問題なのでございまして、いまの前提になる航空博物館の名案は大体いつごろまともな見込みでございましょうか。いつまでたつても名案が浮かばないという性質のものもありましようし、やはり人間は時間の制約を受けておりますので、ある程度案を出すめどというものはなければスケジュールが立つていかないと思うのですが、どうでございましょうか。

○松本(操)政府委員 このプロジェクトにつきましては、五十三年度に使いました金が大体千二、三百万であつたと記憶しております。五十四年度にはとりあえず二千五百万程度の調査費を用意しておるわけでございます。

先ほどお答えいたしましたように、芝山町が提示しております二つの候補地というものにつきましても、なかなか甲論乙駁がございまして決まらなかつてまいりません。でございまして、それがことしの夏とか秋とかいうときにうまく決まらなかつても、五十四年度から五十五年度へかけてという過程においては、これはしっかりしたものを決めて、実際の作業に入れるところまで持っていきたい、このように考えております。

○加地委員 それではちよつと質問を変えまして、燃料輸送の件でございまして、貨車による燃料輸送の期限があと二年ほど到来すると思ひうのでございまして、正確にはあと何年何月ぐらいの貨車による燃料輸送の認められておる日数になつておりますか。

○松本(操)政府委員 暫定燃料輸送につきましては、五十年の八月の閣議決定におきまして暫定輸

送開始後三年以内に、こういうふうになつております。暫定輸送の開始というのを厳密にいつだ、こういうふうな議論するのは多少議論の余地はあろうかと思ひますが、常識的に判断いたしますと、昨年の三月から輸送が開始されております。というのは、三月三十日の当初の開港予定というのがございまして、三月の初めから暫定燃料輸送が開始されておりますので、それから三年というふうな考えますと、五十六年の三月というところが一つの期限、こういうふうな考えます。

○加地委員 この暫定輸送期間の三年間については、関係自治体には期限の延長をしないということとがつけ加えて約束をされておるようでございますが、これがまたこの期限になつて延長するかどうかというときに大きな混乱が予想されてしまふわけでありまして。

それで、パイプ輸送という問題については、現在千葉市内におきまふところの花見川底にパイプを埋めるといふプランになつておるようでございますけれども、工事の専門家の話によりますと、二年や三年でとてもそういう工事ができるものではないというふうに言われておるのでございまして。このパイプ輸送の一番遅くまでかかると思ひわれるのが私は花見川底に埋める分だと思ひうのでございまして、いつから着工でございまして、いつごろこのパイプ輸送が可能になるという見通しでございまして。

○増村参考人 ただいま先生おっしゃいましたように、一番時間がかかると思ひますのが、やはり花見川の底から京葉道路の下を通ります。シールド工事をやります区間にならうかと思ひます。ただいま一部につきましては入札も済みまして、工事説明をさせていただくような段取りをいたしておる段階でございまして。鋭意工事を進めまして期間内に終わるよう努力したい、このように考えております。

○加地委員 私は、いつごろ着工できるか、またいつごろ完成の見込みかという、ます着工の時期、これは一番遅いやつでもぎりぎりいつまでに着工

できるといふ時期的なめどは立たないのでしようか。

○増村参考人 着工というのを何から着工といったすかというところにならうかと思ひますけれども、工事の入札は一部終わりました。それから沿線の方々に工事の内容につきまして説明をいたしまして、御了解いただいた上で実際に現地の仕事に入るわけでございます。ただいま工事の説明を準備しておるところでございます。近々に早いところは着工にならうという段階でございます。おしい説明をいたし、工事に着手しということ、一番時間の長いかかるところから着工いたしました、期間内に終わるといふことを努めてまいりたいというふうに思っております。

○加地委員 私の聞いておりますところでは、この川底にシルド工法でパイプを通すのに二十メートルあるいは四十メートルという縦穴を掘る。それだけでも二年くらいかかる、二年ではまた無理だといふことを工事の専門家が言っておるようなのでございませうけれども、いま申ししたような工事、これはどのくらいの期間でできるものですか。急げば半年や一年でできるものなのか。どうでございますでしょうか。

○増村参考人 私ども計画しておりますのは、深いもので大体三十メートルの立て坑を計画しております。それが二年かかるというのには、そんなことございせん。私も大体九カ月見当をいまのところ見ております。したがって、それから横にシルド機械を入れますと横方向の掘削をするわけでございますけれども、これを見込みまして十分やれるという見通しでございます。

○加地委員 私の聞いていた話と大分違います。が、よい意味で違ふようでございますので、ぜひいまおっしゃったとおりの技術で早くやつてほしいと思ひます。特に、機械が水圧に耐え得るものでなければならぬといふ事情もあるようでございますが、この点ももちろん計算に入れているのとおっしゃった九カ月といふ期間なんぞでございますか。地上では十分に使える機械でも、ずつ

と二十メートル、三十メートルの水の中で動かすといふときには、水圧のために機械が使いものにならないといふ特殊な事情もあるようでございますが、その点はどうか。

○増村参考人 私どものやります工法は、先ほど立て坑とおっしゃいましたが、縦方向に三十メートルのいわば井戸のようなものをつくるわけでございます。その井戸をつくりまして、それから直角方向に水平に泥水加圧工法という工法を使います。掘削機械でございますが、それをもちましてトンネルを掘り進むわけでございます。したがって、立て坑ないしは掘削機械が入っておりますところ、掘削機の前面で水圧を抑えまして掘り進むという機械を使うわけでございます。水の中に入るわけでございます。水圧を切り羽で掘り進んで、それから普通のトンネルの工事のようにセグメントと称する鉄のリングでもって土の崩れるのを防いでまた前に進んでいくという工法をとりますので、水圧の中で仕事をやるわけでございます。大気圧の中で掘削をやっていくということになります。

○加地委員 上からかかってくる水の重さといふか圧力のために、トンネルを掘るときは切り羽とおっしゃいましたですね、これの作業なんか地上に近い場合とそう違わぬような技術で掘れるのでしようか。

○増村参考人 横方向のトンネルを掘っていくまですのに切り羽があるわけですね。その切り羽のところ、大体三十メートルの深さで言いますと二気圧ないしは三気圧の水圧がかかるわけですが、それにとろろ水を送りまして、そのどろろ水とパランスさせて抑えるわけですね。抑えておきまして、その中でスクリーパーを回して掘っていくわけですね。そういうやり方です。掘っていくわけでございます。作業機械ないしはその中に入る人間といふのは、地上の気圧の中であるのとほとんど変わらないといふことになります。

○加地委員 それではその次に、騒音問題について若干御質問させていただきます。

この空港付近の騒音のはなはだしところでは各部屋の防音工事を進めるといふことになっておるようでございます。これに對して一戸平均五百万円程度の防音工事費も見込まれておるようでございますが、なかなか防音工事の申し込みがないうといふように聞いておりますが、現在この防音工事を必要とする家屋で防音工事が済んでおる進捗率はどのくらいでございますか。

○角坂参考人 現在対象にいたしておりますのは一種区域の八百七十七戸でございますが、現在まで全室防音工事を申し込まれた戸数は三百五十五戸でございます。これは実際該當するかどうかといふことで私どもが審査するわけでございますが、適格であると判定したものが二百八十戸ございます。そのうちで、設計も終わりました現在すでに工事ににかかっているものが二十三戸ございます。

○加地委員 空港近くの農家といふのはたとえは四百平方メートルほどの建坪もあるような大きな家もあるようでございます。この四百平方メートルもの大きな家の場合でも一戸平均五百万円程度の工事費しか出ないのでしょうか。それとも四百平方メートルなら、一平米当たり何と云うような単価で四百平方メートル全部について出るのでしようか。何か私が聞いておりますのは、大きい家については自己負担も相当しなくてはいいけないといふおそれがあるもので、なかなか申し込みがないのだといふようにも聞いておるのですが、どうでございますか。

○角坂参考人 四百平米といふ御指摘がございしますが、実は私どもは全家庭調査を終わっておりますが、私どもの対象にいたしますのが一番大きいのが実は六百六十平米が一番大きゅうございまして、四百平米といふのはほかにはあるかもしれせんが民防区域には実はございせんので、四百平米の家の設計はいたしておりますけれども、大体平均で百平米がほとんどでございます。これをやりますと、いま申しましたように大体五百

万くらいでできるわけでございますが、これは限度額と申しまして一世帯何人という人数で一応の枠がございまして、普通の場合、三人おられる家族ですと百十何平米の家で約五百万前後で、大体いままでの設計の例を見ますと、自己負担なしでやれるようになっております。

○加地委員 そうしますと、頭打ちの金額があるといふことになりまして、百六十平米の場合には相当自己負担をしなければならぬといふことでございますか。

○角坂参考人 百六十平米の家でも五人、六人の世帯でございまして、四人以上おられますとできるわけでございますが、率直に申しまして、百六十平米の大きな家にお一人の場合ですね、その場合には百六十平米を全部やるとなると、やはり自己負担をお願いする場合が出てくるかと思ひますが、いまのところまだそういう具体的な設計で自己負担をお願いするところはないと思ひますが、あくまでも人数と部屋の大ささといふことが、成田では各部屋やるのではなくて周辺の外壁を全部やりまして全室防音工事する方法でございます。本当の大きな家の中の部屋が八室も九室もありましてお一人といふところを全部やるというのは、いろいろ別の意味の公平の面から、やはりそういうところは、もし全部やるならばある程度自己負担をお願いしたいといふふうに考へております。

○加地委員 もともと音のしない百六十平米の家のところへ、自分の責任によらずして音が飛び込んでくるのですから、それからまた新しくできた法律で空港の周辺では家も建てられないようございまして、百六十平米のところへ原因者であるところの国の方が全部騒音防止費用を出して、後に前例を残して、後々建て増しをしたところへも全部防音工事をしなければいけないといふこともないし、全体の工事費の中からいきますとそう大きなものでもございせんので、私は自己負担全くなしといふわけにはまいらぬものかなと思ひてございまして。たとえば百六十平米のと

ころに一人住んでいても、将来五人住むようになったときにはその金を返してもらえるかという問題もつきまといってくるのじゃないかと思うのでございますが、どうでございましょうか。

○松本(機)政府委員 角坂理事から先ほど来細かな点を御説明申し上げておりますが、成田の問題としての特殊性というものを踏まえながらも、私どもの立場から申しますと、やはりこれは全国的な問題でございまして、たとえば大阪空港につきましても同じような考え方で対処していく、つまり従来の一室二室防音工事というものをいわゆる全室防音工事の内容を充実していくというのがねらいでございします。

そこで、おっしゃいますように、農村型の家とそれから都金型の家というものはおのずから差がございしますで、その点についても細かな点について私どもは限度額あるいは標準額、こういうふうなものをいろいろと細かに積み上げの計算をいたしました。おっしゃいますように百六十平米と申しますと四十八坪でございしますから、四十八坪のお宅に一人か二人でお住まいの方もないとは申せません。しかし、一般的に言ってそれだけのお宅でしたら三人か四人はお住まいになっていると考えてそうおかしくはないと思います。そういうふうな人数がお住まいのところであるとすれば、先ほど角坂理事が申し上げましたように、人数と家の大きさとを組み合わせてございしますで、恐らく全額公団の方の負担で防音工事ができるようにするとういうふうには考えておるわけですが、したがって、例外的に非常に大きなお宅に一人でお住まいというふうな方が出てきた場合には、これはやはりある程度の自己負担ということをお願いせざるを得ないケースが出てくるかとも思いますけれども、しからばその場合にお一人で百六十平米の家にお住まいになつておつて、部屋数が何部屋か存じませんが、仮に五、六室あるとして、それを全部防音工事しなければならぬのかどうかというあたりの点については、篤と住人の方と御相談申し上げていく。前々から

住んでいる家だから広い家だけれども、当面自分の使っている部屋は二、三室しかないよということであるなら、それは恐らく限度額の中で技術的に対応の仕方があろうかと私は思います。したがって、もちろんそれから家族がふえるということも予想してそのときにはどうだよというお話もございまして、まず一般論としてこの場で申し上げるということをお断りいたしますならば、人数と部屋数との組み合わせ、それから家全体の大きさや境界の金額というものの組み合わせの中で恐らくほとんどの方には御満足いくような対応をすることが可能なのではないだろうか、またそういう方向に向かって個々具体的な面については住民の方々とつくりと御相談をしながら措置をしていくように公団を指導してまいりたい、このように考えております。

○加地委員 いま航空局長がおっしゃいましたように、基準を明らかにするとはかの空港周辺での騒音対策費に波及していくおそれがあるのでは基準を住民に明らかにしていただくために、一体自分はどうのくらい自己負担しなければならぬのかということがわからないために、この全室防音についての申し込みなんかも少ないのじゃないでしょうか。

○松本(機)政府委員 御指摘のようなことが、公団の側におきまして最初全室防音についての説明会をいたしましたときにあったことは私も承知をいたしております。しかし、成田市、芝山町、これがどこでございしますけれども芝山町あるいは横芝町につきましては、芝山町は大多数が、横芝町についてはもう全戸がお申し込みになっていらっしゃるわけでございますので、住民の方すべてがどうも公団の説明は納得できないというふうにお考えとも私は必ずしも言えないのじゃないかと思うのです。ただ、基準というものは非常に一般の方にとってはわかりにくいわけでございますので、同じ防音の仕方でも、さっきもちょっと私触れましたけれども、農村型とか都市型とか、家全部をやってしまうか、その中の何部屋かを限って

やるかというふうな組み合わせによりましていろいろと変わるものですか、簡単な形でお示ししますとかえってまたそれが誤解を招くというふうなことも心配して、公団の当初の説明がいささかすかつたしなかったという点があったことは私も十分に認めます。その後、公団といたしましてもいろいろと工夫をこらしながら、そういう点についての御理解を得るよう努力をされているわけでございます。現に横芝町あたりでは、少ない戸数ではございますが、ほとんど全戸の方がお申し込みをいただいておりますことでもございします。で、今後ともそういう点についてぶっきらぼうなことにならないように、十分かゆいところに手が届くような態度で説明を繰り返しながら皆様方の御納得を得るようしていく点について公団を十分指導したい、このように考えております。

○加地委員 五百万円ほどかけて工事ということになりますと、重いアルミサッシの窓枠をつけたりますと、家全体をいじらないことには、防音工事をやったためにいままでの古い家が傾いてくるとか傷んでくるとかというケースもあるようございまして、いっそのこと家を新築したい、あるいはその家を買って取って他へ移転したいという人もあるようございしますけれども、いま申しましたようなケースの場合には何か特別に救済してもらえろ方法というものも考えておられるのでしょうか。

○角坂理事 防音工事をやるために幾らか補修するとういう問題もございまして、これは家を全然新しくするとういう問題は別でございしますが、サッシを入れるためにその窓の下を土台を少しじりという程度のことには、いまの設計枠の範囲内で弾力的にやっつけていきたいと思います。

それから一部、特に成田の方は、この際大分古いから家を改築したいという希望の方ずいぶんおられますが、そういう場合には、改築する場合の防音工事の部分につきましては、それをひとつ公団で負担しようというふうなことで御相談申し上げておりまして、いわゆる現存家を改築してそ

の防音工事の部分を公団が御負担しようという話が進みまして、その改築の資金の面につきまして、いろいろいままでも金がないということでございますが、これは県とか市町村の方で御心配いいただきましてその融資をいたしたり、あるいは利子補給いたしたりということが大分前向きに検討されておりますので、それとあわせまして今後私ども積極的にそういう御説明をいたしますと同時に、そういう面で最近申し込みが出てくるようになっております。まだ正確な数はわかりませんが、その方向が決まりましたので、一番成田市が少ないわけでございますが、成田市の方からそういう御相談をすいぶん受けておりますので、もう少し申し込みの数がふえ全室防音工事が促進されるものと思っております。さらに一層の努力を重ねてまいりたいと思っております。

○加地委員 最後の一点でございします。

建設省にお尋ねしたのでございしますが、空港と直接関係はないのでございしますが、広い意味におきまして空港周辺の発展ということにつながる話でございしますけれども、千葉県の木更津市と神奈川県川崎市の川崎市を東京湾を横断して走るところの十五キロほどの長さの橋といいますが、東京湾環状道路の調査というものが進んでおるようございします。調査はいつごろ終わる、そしてこれはいつごろ着工され、いつごろ完成されるというふうなことがなつてきておるのか、その点を最後にお尋ねしておきたいと思ひます。

○鈴木説明員 東京湾の横断道路は、ただいま先生がおっしゃいましたように、東京湾を一周する湾岸道路あるいは将来の構想としてあります東京湾の湾口架橋と一緒にございまして、東京湾の環状道路の一部をなすものでございします。

五十一年度から道路公団においていま調査、計画をやっております。現在のところの計画の概要は、延長が十五キロ、工事費が約六千億、工事期間としては約十二年間ほどかかるという計画になつております。

着工の時期でございしますが、現在第八次道路整

備五カ年計画におきましては、この中で調査を進めて事業化を図るということになっておりまして、この五カ年計画が五十三年度から五十七年度でございますので、一応その中で調査を進め事業化を図るということになっております。それで、調査の内容といたしましては、環境問題あるいは大型船舶の航行の安全の問題等いろいろむずかしい問題もございますし、工費も六千億という膨大なお金でございますので、その調査の進展を待つて地方関係の公共団体とも十分御相談をして、いつから着工するかというのを慎重に判断をしたい、かように考えております。

○加地委員 終わります。

○松野委員長 それにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○松野委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。小川省吾君。

○小川(省)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、本新東京国際空港周辺整備の財特法について反対の討論を行います。

私どもは、もともと成田新空港の開設については反対であつたわけでありまして、羽田空港の海上拡張をもつて足るという主張をしておつたわけでありまして、しかし、既成の事実だけは認めないわけにはまいりません。それだけに、本財特法の持つ意義は重大だと言わなければなりません。

由来、この地域は千葉北総台地の一角であつて、農業後継者の比率も四〇%から五〇%という全国的に高率な地域であり、農業の振興策に万全な体制を整えていかなければならない地域でございます。自治省は、本法の十年間延長に当たつて、千葉県が地元自治体からの意見をまとめたものを見ているから住民の意思はくんでいふと称しているものでありますが、私どもは、いわば地元住民の反対の意見があり、与えるあめ法としてこの五事業を見込んで十年延長を決定したものと思つており

ますので、私どもは、それにしては不十分だ、十分に住民の意向をくみ上げていないということで反対せざるを得ないわけでありまして。降つてわいたような空港開設によつて平穩な住民の生活環境が犠牲になったのにこたえていくには、全く不十分だと言わざるを得ません。

わが党の小川国彦議員から指摘をいたしましたように、また他の同僚議員からもこも指摘がありまして、さらに、騒音対策を当然含めるべきであるにもかかわらず、含まれていない。冷暖房の負担金の地元自治体負担のアンバランスの問題、陸の孤島とも言われる成田ニュータウン関連工事の解決の問題、多古町地区における成田用水事業への繰り入れの問題、テレビ電波障害の排除等、住民サイドから言えば数多い積み残し事業、残事業を持つておるわけでありまして。

さらに、地元市町村の超過負担の解消の問題。当然起債が多いわけでありましてけれども、高率負担といつても、起債は起債であります。空港周辺整備による起債の償還は自治体に負担させず、全額国が見るべきであります。

以上申し上げましたように、本財特法延長に当たつて、国はべきるだけ配慮したと言いつながら、住民の意向に完全に沿うものではない。もっとも住民の意をくみ上げて対処していく必要があることを重ねて強調するとともに、地元市町村の財政対策の万全を期することを要望して、反対の討論といたします。(拍手)

○松野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○松野委員長 これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松野委員長 次回は、来る二十日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十二分散会

地方行政委員会議録第四号中訂正

地方行政委員会議録第四号中一ページ四段九行中「川口大助君紹介」を「多賀合眞君外一名紹介」に訂正する。

昭和五十四年三月二十四日印刷

昭和五十四年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W